

## 令和4年第1回三島町議会3月定例会会議録

招集年月日 令和4年2月14日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和4年3月14日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	矢澤 昇	2番	二瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健二
5番	長谷川 清雄	6番	二瓶 俊浩	7番	菅 家三吉
8番	大竹 克昌	9番	青木 喜章		

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

1番	矢澤 昇	2番	二瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健二
6番	二瓶 俊浩	7番	菅 家三吉	8番	大竹 克昌
9番	青木 喜章				

欠席議員 1名

5番 長谷川 清雄

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	鈴木 庄蔵
参事兼地域政策課長	小柴 謙	町民課長	板橋 淳也
産業建設課長	渡邊 浩	生涯学習課長	菅 家直人
総務係長	北館 亮		

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 昭

## 議 事 の 経 過

### ◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

5番、長谷川清雄議員が所用のため欠席しておりますが、定足数であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

### ◎議案第19号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第1、議案第19号、令和4年度三島町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。説明は終わっております。審議の方法といたしまして、歳入と歳出とに分けて質疑をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、歳入と歳出に分けて質疑をすることに決しました。

まず、予算書事項別明細書の24ページまでを質疑の対象といたします。

それでは、歳入の質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 それでは、歳入に関してということなんですけれども、予算の基本的な考え方についてもう一度ご説明をお願いしたいというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

それは、予算全体というのは、歳入予算と歳出予算というのは裏腹な関係なものですから、それも含めて全体的な話から質問を始めさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長 いいですけれども、歳入に主眼を置いての全体としての……(「もちろん」の声あり)質問をお願いします。

○2番 まず、1点目でございますが、基金からの繰出金というものが歳入予算に計上されております。それで、説明のときにお伺いしたような気もするんですが、今、町の起債残高、借金の残高は幾らかということで調べてみますと、この重点事業と当初予算の概要というもののの中に記載をされております。それは環境の18ページに起債償還基金残高の見込みというものが記入をされております。その中で令和3年度末の地方債残高の見込みはということで37億8,400万円、これは一般会計というふうに括弧書きをしてあります。

私が調べたところによると、令和3年度末の予測ではたしか、一般質問でもお話ししましたけれども、37億4,100万円というふうに理解しておりますが、その金額で間違いはないでしょうか。

答えが出ないようなので。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 ちなみに一般会計の地方債残高は37億8,400万円、この環境の18ページに書いてある金額ですよね。水道会計が8億700万円、農業集落排水分が6,400万円、合併処理浄化槽分が8,400万円、100万円単位で言っていますから端数は合わないかもしれませんが、合計すると47億4,100万円ということで私は調べておりますが、それでよろしいですよね。

○議長 総務課長。

○総務課長 予算書の91ページ、地方債、前々年度末における現在高並びに前年度末現在高の見込みに関する調書というところを今確認しておりますと、一般会計で37億8,400万円

で、同じように簡易水道事業会計の当初予算書のところにも同じように前年度末現在高等々がございますので、そちらを合計したものであるということで二瓶議員がお調べになった数字でよろしいかと考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 これは重要なことなんですけれども、昨年度のこの調書ではちゃんと地方債の現在高見込額は一般会計のみじゃなくて全体額を示していたんですよ。だから非常に分かりやすかった。

その下の表の起債償還基金残高の見込みの数字を書いたこの表というのは、どの数字に対応した、要するに起債残高をどこまで捉えた表になっているのかお伺いします。何ぼ調べても分からないんですよ。昨年度から大幅に変わっている点もございますね、昨年度の調書から。今回の調査も訂正されて今年度バージョンになっているんですけれども、昨年度と比べるとかなりの違いの数字が見られます。

それというのは、これは一般会計分だけの起債の償還について記入したものなのか、全額、47億数千万円という特会分も含めて記載したものなのかを伺いたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 こちら、環境の18ページにあります起債償還基金残高の部分につきましては、一般会計のみの計算でございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうしますと、一般会計に限ったということだとすると、さらに特別会計というのはほかに財源がないわけで、起債の償還というのは一般財源の繰出金以外に考えられない。そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 多くは使用料等もございまして、ほぼ一般会計からの繰り出しということになります。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 だとすると、これは非常に役場の財政状況、将来負担も含めて表に表して理解してもらおうという意味では、非常に間違った表の作り方だというふうに思いますので、これはぜひ訂正をお願いしたい。

全体像が分かるように、47億円の前年度末、要するに令和3年度末は特会も含めた全体額で記載すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 一般会計のみという記載になってございますが、参考としてやはり町の会計全体ということであればそういった資料も併せておつけするような形を取りたいというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そこで、なかなか全体像が分からないのですけれども、第5次振興計画の中に令和7年度までだったかな、K P I、要するに評価目標数値というものを掲げております。そこで掲げやすい目標数値というのは財政の状況を、行革をどうするんだ、だからこういうふうな形で支えるよというような目標値を立てている。それが実質公債費比率を4.1%と

いうふうに、たしか令和7年度までの目標値だったと思うんですが、4.1%という目標値を掲げております。

しかし、これは私がいろんな資料を見、今までの決算統計を分析し、考え得る数字を基にしてはじき出すと、そしてまた、この表、環境の18ページの表を用いてはじき出すと、予算規模が小さくなり、起債残高がそんなに激減しないということを考えると、既に令和2年度では4.8%になっていますね。4.1%をどうやってクリアするつもりなのか、今の考えをお述べください。

○議長 総務課長。

○総務課長 目標になっていますこの数字の根拠は、平成29年度の基準値を基準として令和7年度も同数同程度というようなことで掲げたと認識しております。今現在もう既に4.5%を超えるようなことで、ここ数年、公債費の負担が大きくなるということで、非常にこの数字に近づけるのは難しいような状況でございますけれども、ここに掲げた数値に近づけるには繰上償還ですとか、そういったことをしていかなないと、これまで既に借り受けている起債の返還額だけでは、通常返している分だけではこの数字に行くのは非常に難しいというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 町長にお伺いをします。

今、総務課長がその数値を達成するためには実質公債費比率、要するに基準財政額があって、それから借入額を引くんですけれども、起債残高、分母と分子という関係がある。その分母のほうも小さくなれば、さらに公債費比率は上がると。だから、分子のほうを繰上償還という形、繰上償還というのはルールに基づいたよりも多く早めにお返ししますよという手だてを講じるという回答でしたが、それでよろしいですか。

○議長 町長。

○町長 繰上償還というのは例えば財政に余裕があるときは支出させ、例えば今、総務課長が言ったようにそういう繰上償還ということも考えながら、ある面では全体としての財政の規模も考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 それも一つの方法であると。いや、今はどういうふうにして4.1%をクリアする、その手法は何かというふうに伺った。総務課長は、繰上償還を考えるということなんですけれども、今の町長の答弁だと何だかもう一部だとかなんていう話になって、だんだん訳が分からなくなってくる。どうするんですか。繰上償還をきちんとやっていくということなんですか。

○議長 町長。

○町長 今までも繰上償還というのは実施してきました。当然、全体の財政状況を考えながら、繰上償還はやっぱり4.1%に近づけるような繰上償還をしていきたいというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 よっぽど、今度、地域財政計画なるものが年度末にできるというふうにお伺いしておりますから、そこでまた改めて検証をし、議論をしたいなというふうにしており

ますけれども、私が見る限りでは絶対に繰上償還ができるような財政状況にはないというふうに理解をしております。それは、要するに財政の支出構造というのは経常経費と、そして投資的経費、そこに繰入れ、繰り出し、繰越しというのも入るんですけども、経常経費というのはどんどん膨らんでおります

一昨年、町長は経常経費の大幅な見直しをするというふうにおっしゃいましたが、令和3年度の予算で改めて聞いたときには、取り組むことができなかったというふうにおっしゃっております。

今回の予算を見ても、経常経費は1億4,600万円、率にして8%以上もう伸びているんです、去年と比べて。そういうふうにして考えると、とてもとても繰上償還ができるような財源はどこにもないと私は思うんでありますが、だからそれは時々の財政状況を見て検討しますという範囲を、私はこの4.1%を守るためにはその回答ではもう何の答えにもなっていないというふうに思うんであります。

公債費比率を平成29年度に設定したからというような話でしたが、確かに平成29年は2.8%、平成30年は3.5%、令和元年是4.1%、令和2年は4.8%というふうにどんどん上がってきているわけです。これを漸減させるというのは極めて厳しいと思うんですが、それでもその都度の財政状況いかにによって繰上償還について検討するというふうにおっしゃいますか。

○議長 町長。

○町長 そのときの財政状況によっては、やっぱり繰上金を返納するというふうなことを検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そういうことになりますと、経常経費が伸び、義務的経費も伸び、そして投資的経費は抑制すると言いながらもほとんど政策的な経費に使う財源がほぼなくなってしまう。それがもう目の前に来ている。何だったら、4.1%という相関目標を変えてはどうですか。もう変えざるを得ないような状況に至っていると私は思っていますよ。

○議長 町長。

○町長 4.1%というようなことに努力はしますけれども、いろいろなそのときの財政の状況によっては検討せざるを得ないということもあると思いますけれども、4.1%ということで努力していくということでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 努力していただくのは当たり前のことなんですが、というように第5次振興計画もお題目政策といいますか、実現できない数字を並べてお題目を並べた、しかしそこに実行力が伴わないというのが実態ではないかというふうには私は思わざるを得ないのであります。

一般質問でもお話ししましたけれども、その中で一番キーとなるポイントは、やはり大きな部分を占める経常経費の見直しなんです。町長が一番最初に答えた経常経費の大胆な見直しを行いますという回答は正解なんです。ただ、取り組むか、取り組まないかが問題なんです。そこについて所感は、町長、いかがですか。

○議長 町長。

○町長 経常経費というのは、ご承知のように令和2年度で大体87%とか88%とかというように、非常に経常比率が高いというようなことでございます。それらを踏まえながら何というか、日常的に使える財源がなかなか少ないということですから、経常経費の見直しというのはやはり常にしていかなければならないと。そのためには、財政計画をつくり、そしてそれに基づいたような何というか、財政運営をしていくというようなことでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 なかなか力強いご返答がいただけないので、いらいらするわけなんですけれども、義務的経費も伸びる、したがって経常経費も大幅に上り、今年度の当初予算を見ると1億4,600万円、率にして8.1%をもう既に伸びていると。そうした財政運営を続けていけば、本当にこれ、惨たんたる状況になってきますよ。それがもう間近に控えているんです。2年後、3年後には本当に厳しい状況になってくるのが、もう数字を見ると明らかなんです。その辺の認識を町長は持った上での今のご発言でしょうか。

○議長 町長。

○町長 経常的経費は例えば減らすというのがやはり、そうすると例えばどこに切り込むかということ、例えば給料とか、あと日常使っているような物品とか、そういうものに切り込んでいかなければならないということも、19年問題の中で合併の中でいろいろありました。何とかこの隣接町村も、ちょっと浅はかだというふうに思われるかもしれませんが、例えば90%以下ぐらいで昭和、金山、恐らく柳津あたりも進んでいるというようなことでございますので、そういうことを含めて適切な財源運営を検討していきたいというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何でこんな財政状況に至ってしまったか。一般質問でもお話をさせていただきました。町長は平成27年5月からですかね、だから7回目の予算編成になる。その7回の積み上げの結果が今の財政状況になっている。

だから、公債費比率の数字を申し上げました。一番最初の平成29年では2.8%という、2%台のものがもう4.8%、5%になんなんとする。間もなく6%になってくるでしょう。そうすると、かなり身動きの取れない財政運営になってくる。

それはなぜ生じたか。簡単ですよ。借金をし過ぎたんですよ。何のために借金をしましたか。その積み重ねが現在の財政状況になっているということをきちんとわきまえた上でのご発言ですか。

○議長 町長。

○町長 当然それは、例えば道路を造ったり、いろいろな施設を造って、例えば町民に還元するというような視点の中でやってきたことでございます。そういうことも含めて、どのくらいの例えば何というか、公共施設を造るためのそういうこともやはり何というか、町民の利便性のためにやっていかなければならないと。

例えば数字をきちっと守るということも必要でございますけれども、ぎりぎりの線の中でそういう公共投資もしていくということが町民にとっての幸せだというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 それはもちろん政策の優先順位をどう考えるかによって変わってくるから、矢澤町政としてはそのほうを選択したということであろうというふうに思います。それが正しい方法であったかどうかについては町民が判断するということになるかと思いますが、私としてはやはりあまりにも急激な投資的経費の拡大が今回の状況を招いたのではないかなど。さらに言えば、振興計画の中の目標値すら、既にもうできないというのが分かっているような目標値を設定してやろうとしていること自体がお題目行政ではないかというふうに言わざるを得ないことを指摘しておきたいと思います。

次に、歳入の中で、うつくしま相互人事交流事業で500万円の歳入が計上されております。

このうつくしま相互人事交流事業について、若干ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 うつくしま人事交流事業につきましては、町職員の資質の向上を含めまして、県の職員との人事交流をしている部分の費用に当たるものでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 この事業というのは、我が町としては何年から始められて、何人目の人に当たるんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 こちらの事業につきましては、今現在は3人目になりますので、2年間ごとになりますと5年前から行っている事業でございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 交流事業に参加して県職員と町の職員を取り替えて経験させるということの仕組みであるわけなんですけれども、それはどういう効果を期待してこの事業に取り組んでいるのか、その目的、そして5年目、6年になんなんとするその人事交流の中でどのような成果が上がってきたのか、その実績について所感をお述べください。

○議長 総務課長。

○総務課長 これまで2名の職員が県に派遣されて、今現在3人目が行っておりますが、派遣された職員の当然個人のスキルアップ、それから違う地方公共団体というか、県という職場でございますけれども、町の職場との違い、そういったものを確認していただいて、そういった制度や事業への取組方、そういったものを町の職員全体に波及させていただくというようなことを目指しているところでございます。（「じゃあ目的は分かっている」の声あり）

○議長 総務課長。

○総務課長 効果といたしましては、やはり県に派遣された職員という者はそういった職場を経験いたしまして、町においてどういった取組がいいかというようなことで積極的に提案というか、そういうものをいただいているところでございます。

また、県の職員の皆様と人的な交流、つながりというものを持ってきていただいて、何かとそういった部分では県とのつながりができているというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 いいお答えだと思いますよ。やっぱり井の中のカワズと言ったら悪いんですけれ

ども、一つの職場だけで物事を見る、そこの中だけで育つということではなくて、ほかの、何でもそうですけれども、よその飯を食うと。よその風土を学ぶ。そういうことが必要だ。そして、やはりハードな仕事をやっていますから、かなりスキルも上がってくると。そして、友人とのつながりですね。人脈を持つことによって、その後すぐにフランクに電話ができたり相談することができる。そういうことがメリット、目的でなされている。

しかし、そこで本当に実績が上がっているか。それはその人本人の意識改革もさることながら、それを取り巻くやっぱり管理職をはじめとした役場全体の風土が、あれっ、あいつ、こんなことを言い始めたけれどもというような、そういう受入れ側の問題も大いにあるかと思えますから、そういった組織風土、その目的にかなった彼らを生かすよう、ぜひそんなことも考えていただきたいというふうに思うわけでありませう。

そして、もう一つは、たしか私の記憶では保健福祉部に2人、1回、連続で保健福祉部のかなりハードな仕事に就いてきたわけなんですけど、今回、会津の振興局のほうに行っておりますね。これは、こういう仕事を経験させたい、こういう場所に行かせたいという希望というのは、人事交流の中で県のほうに申し込んだときにかなえられているんですか。それとも、今回、振興局に行ったというのは、やっぱり町の判断として振興局に行かせたいんだというような希望がかなえられた結果、本庁ではなくて会津地方振興局になったというふうに理解してよろしいんですか。

○議長 副町長。

○副町長 当時、総務課長でありました。その人事交流について県とのやり取りをしたというのは総務課長当時でありました。二瓶議員が言うように、まずは順序としては我々の希望、いわゆる地域振興のほうがいいですとか、あるいは医療のほうがいいとか、そういったような希望を取っていただきます。ただ、県の中でも当然ほかの町村からも行くわけで、県の調整が入ってきまして、第1希望、第2希望、第3希望、なかなか行けないときもあります。ただ、町としてはやはりその中で最も力を入れたい部分ですとか、というところで希望を取って調整してまとまったと。

今回の振興局への派遣につきましては、第1希望で振興局ということで県にお願いして調整してもらったところであります。これにつきましては、本人の希望もありましたし、何でしょう、今派遣されている職員というのが地域おこし協力隊ということで、移住してきた職員であります。そういったようなこちらでのネットワーク、それが2年、地元で離れる等々、非常にそのネットワークが希薄になって非常に何でしょう、帰ってきたときにといいますか、不安があるというような本人の希望がございました。通勤可能なところということでの振興局を希望したところであります。本人も定期的にこちらに帰って、そのネットワークというのは今も地元と続いているということで、本人の希望によって今回の交流が決まったということでもあります。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 いろんな経緯を長々のご答弁いただきありがとうございます。

私は、まず目的の話をいたしました。そして、その効果の話をいたしました。元総務課長の庄太郎さんのお話は、本人の希望というような話をされました。誰を送るかというのは人事の関係ですから、やはり本人の希望もさることながら、やはり目的が一番重要なん



ではないか。その中から人選をし、そして経験を積ませることが私は必要なんではないかなというふうに思っています。

それは私の経験上、振興局と本庁での仕事は質的に全く大きく違います。そして、人脈形成も全く大きく異なっていきます。だから、これからの調整に当たっては、やはり役場の目的が完遂できる、そしてそれが役場職員として大きく育っていく方向で検討をするべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 副町長。

○副町長 そのときの状況状況というのがありますので、今回、本人の希望ということ優先を優先させたところがあります。ただ、全体として必要なもの、二瓶議員は目的優先ということでもあります。ただ、派遣される職員もいるということなので、そのあたりはそのときの状況を調整しながら、行政のほうも望む、本人も納得できる、そんな調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 それはちょっとまやかしいですか、その人を特定すればそういうふうになるけれども、職員というのはもっといっぱいいらっしゃるわけですね。それは人事のことだから、あまりそんなに私が口を出すべきことではないんですけども、やはり目的を持った事業であってほしいと強く望むものであります。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、教員宿舎についてももう一度申し上げます。財産貸付収入で407万7,000円が計上されております。これはどのような積算内訳になっているのか、単価や人数及び入居者の職業等について支障のない範囲でお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎の入居料につきましては、単身が11部屋ございます。こちらが12か月で、すみません、もう一度説明します。

教員の方が1万3,000円掛ける12か月の算出、これが単身です。単身の部屋になります。

世帯1万9,000円の12か月、こちらはないですね、すみません。世帯はなしで。

あと、教員以外の今、役場職員ですとか地域おこし協力隊という者が2万7,600円掛ける12か月掛ける8室、単身でございます。

同じく一般で世帯用になります。4万円掛ける12か月掛ける2室、こちらが世帯用になります。

これを合計しまして407万7,000円と計上しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 今の話はその単価の話、部屋をその他にするのか教員にするのかという区分けと、単価のお話と部屋数の話をしているんだよね。この計上している407万7,000円というのは、全体を計算した上でぽんとその数字になるということの説明ですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎の入居料に合わせまして計算した金額になります。（「15部屋」の声あり）ええ、15部屋でございます、合計で。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番　　そうすると、全部が入居するということを想定したということですね。全室入居したことを想定した金額になっているという見積りだということですか。

○議長　　生涯学習課長。

○生涯学習課長　　見積りに関しましては、単身用が13部屋のうち12部屋、なので1室余る形です。11室ですね。すみません。（「何だ、訳分からないな」の声あり）すみません。

失礼しました。単身は11部屋中11部屋を見込んでおります。世帯用については、2部屋中1部屋を見込んでおります。ですので、世帯用が1つ空きがある見積りになってございます。（「いや、でも2つ空きがあるじゃん」の声あり）

大変失礼しました。単身用が13部屋中11部屋、世帯用が2部屋中1部屋……（「世帯は2部屋しかないの」の声あり）はい、世帯用は2部屋のうち1部屋の見積り。すみません。世帯用は2部屋中2部屋でした。失礼しました。ですので、単身用は2つ空きがある状況で計上しております。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　その見積りというのは、予算でいえば「入るを量りていずるを制す」なんだけれども、かなり厳しくきちっとした確実な線で見積もるとというのが歳入予算の見積りの原則だというふうに思うんでありますが、今までの実態あるいは様々な情報からこれだけの数は間違いなく入居するということで計上した歳入予算でありますか。

○議長　　生涯学習課長。

○生涯学習課長　　入居につきましては、ある程度見込みの中でいろんな情報を仕入れた上で計上しております。ですが、ちょっと希望を込めて若干多めに入居を……（「それが間違いなんだって」の声あり）

すみません。こちらの見積りを計上したときには、まだ学校の先生の異動の状況も見込めませんので、その辺をちょっと多めに見積もっております。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　補正予算のときをお願いをしました。要するに教員住宅であっても、これだけの投資をしたんだから、公営住宅に入居したい希望者が地域おこし協力隊とか役場職員だとかだけでは、そういう特定の間人ではなく広く募集していただきたい、そういうふうな制度にしていただきたいということで、そのようにしますというお返事がありました。よろしいですね。そのところはよろしいですか。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　今、二瓶議員からありました件につきまして、今年度の令和3年4月1日に改正いたしまして、職員以外の者を入れるに当たっては、取りあえずは役場職員、それから地域おこし協力隊というような準公務員的な者まで取りあえず広げまして、そこまで広げて、その後一般のほうにというようなことで考えておりましたので、その件につきましてはそういった方向で検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

（「いや、それは理解できない」の声あり）

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　それは理解できない。ということは、優先順位を役場職員1番、地域おこし協力隊2番、それ以外3番というような順位づけをするということでしょうか。

私はそうじゃなくて、これは公共投資、要するに役場の金で造ったやつなんだから、そうじゃなくて、きちんと公平な制度にしてくださいよと。それが本質ではないですかと。そして、教育施設国庫補助金の残存年数があるという物事があるのであれば、そこもきちんとクリアしてくださいよというふうをお願いして、分かりましたという答えだと私は理解していましたけれども。

○議長 総務課長。

○総務課長 すぐに幅広く一般の人に全て公募ということではなく、公共住宅ではない、あくまで教員宿舎という名目の上で空いている部屋を有効活用するために貸し付けるというところですから、一般に役場職員ですとか地域おこし協力隊が町の公営住宅のほうに入っているという部分について、まずそういった方々に移っていただいて、公営住宅を広く一般の方々に利用いただけるようにというふうな考えの下、制度として実施しましたので、今現在、公営住宅のほうですか、こちらのほうがあまり空きがないというような状況でなければ、ひとまず今のままで、今後引き続き広く応募できるような方法に検討させていただきたいというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 あの教員宿舎の改築に関しては、トータルで多分2億円以上のお金を投資して改修した部屋であります。前回も話したように、いろんな設備器具等、二重サッシにもなっている等々、非常にデラックスな形態の部屋の造りになっております。これは見れば誰もが入居したいと、費用の問題もありますけれども、というような住宅になっております。

それが、役場の理屈であんたは駄目、あんたはいいというような、そんな区別をするようなことはやめてくれというふうな主張が私の主張であります。それに対して総務課長はそうしたいけれども、今クリアしなければならぬ問題があるからちょっと待ってくれということなんですかというふうに聞こえましたが、前は「はい、分かりました。4月1日からすぐやります」と言っていたように記憶しているんですが、違う理解だったんですか、私は。

○議長 総務課長。

○総務課長 前回の答弁でも検討するというようなことでこちらとしてはご答弁申し上げたものでございます。いわゆる今、その当時お話がありました教員住宅建設のための事業債の期間がまだ残っているというところから、公営住宅ではないというところを鑑みまして、まずは教員に準じる公務員的な方ということで広げたところでございますので、そこは制度等を考えながら徐々に広げられるように検討してまいりたいというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 教員宿舎ではなくて、公務員住宅にしようとしているんですか。その公務員住宅にデラックスな部屋を用意して、桐のすのこベッドまで用意してあげたということなんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 いわゆる公務員住宅というわけではなくて、あくまで教員宿舎で、すぐ一般の方まで広げるというのはどうかという当時の議論がありまして、取りあえずはそうい

った公務員的な方をということで……（「的などというのは、人には公務員的ななんていう人はいないですよ」の声あり）いわゆる役場職員及び役場に勤めている地域おこし協力隊というような……（「公務員でしょう」の声あり）公務員法で言えば公務員です。公務員というようなことで初めに入居してはどうかというところから始まりましたので、改修には多額の費用を投じてございます。議員ご指摘のように部屋もかなりよいグレードかなというふうに考えておりますので、やはり今後、一般の方に広げていくようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 いつも答弁だと「やります」と言ったのが「検討しますというふうに答えたはずです」とかという、行った来たの違いで問題が先送りされるという事例を私は何回も経験しましたから、国庫補助金で建設された教員宿舎が公務員宿舎になることは許されるんですか。それは何らかの要件があってそう言っていらっしゃるんですか。建設したときにどういう考え方で2億円以上の莫大な投資、それも補助金を使わないで単費の起債を使って、基金を使って整備をした。それは、目的は何だったんですか、建設の目的は。

入居者もきちっとした把握もしていない、想定もしていない、要領もつくっていない、そんな中で建設だけを早めたんですか。だから、一体どういうつもりでその宿舎をどう活用しようとして大金を投じたわけなんですか。これは教育委員会か。

○議長 副町長。

○副町長 教員宿舎はあくまで教育宿舎の目的で運用します。ただ、公共施設の有効活用ということで空き家を特例的に公務員なり地域おこし協力隊なりに使わせているというのが現状です、今。

今回の2億円とかという工事費については、特に古かった頃には浴室はございませんでしたので、その浴室を設置したということで通常よりは工事費は高くなっているはずですが、ただ、グレードと言いましても、今造っている単身用住宅ですとか子育て世帯住宅、それらに比べても特に優れているというようなところはないというふうに考えております。

そしてあと、なぜこの教員宿舎のほうにという、制限といいますか、の話ですけれども、こちらは今回の予算にもなっております。地域おこし協力隊というのを数名計上してございます。そういった政策的な部分で移住・定住を進める上ではやはり政策的に住居を確保するという観点から、教員宿舎の有効活用も含めて現在運用しているというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 総務課長と副町長の認識が全く違うよね。もうグレードの問題にして、片方は確かにグレードは高いだろう、決してグレードは高くない。何か言っていることが、執行部として一致していませんよね。

私はもう何回もお話していますように、これだけの投資をした住まいなんですから、公務員住宅というような縛りをかけずに、特定の人たちだけが便宜を供用してしまうようなことではなく、広く一般に募集をかけられるような仕組みに直してくださいというふうなことをお願いしているんですが、基本はそこなんです。それに対して検討しますというお話がありました。その検討というのは、いつまで結論を得る検討になりますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほどの副町長の答弁にもございましたように、地域おこし協力隊ですとか、そういった移住施策を行う上で町営住宅が満室で、移住してもらうにもどこに住まわせるかというような問題が生じたこともあって、教員住宅が教員の利用が少なく空いている、そういったものを有効活用して、じゃあそういった方たちのために活用しようというところから教員住宅の活用の改修が始まったというふうに認識してございます。

ですから、広く一般に公募ということも必要かというふうには考えますけれども、今現在の移住施策の中で地域おこし協力隊を今年度も数多く募集してございます。そういった方のための政策的住居というところで当面は考えさせていただいて、その後、町の公営住宅等々に空きが出るというようなことがございましたらば、一般的に広く使っていくようなことも検討してまいりたいということでございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 やっぱりこれ、補正予算のときもそういうことでもめましたよね。それで、そのときに生涯学習課長の答弁で基金をつくってという話が出てきたと思うんですよ。今、多分、教員宿舎は国のお金を使った縛りがあるというふうな話もありましたけれども、その基金をつくって国のほうに申請すれば、普通の一般の人でも入れるような条件になるというような話をこの間、生涯学習課長がしていたと思うんですけどもね。その申請を国のほうにして、近々その返事が来るといような話もしていたんですけども、それが決定すればもう一般の人でも入れるような条件になるわけですよ。

募集の仕方というのが今後問題になってくると思うんですけども、あくまでもやはり最初の出だしが教員宿舎という形でやっておりますので、やはり先生方に入る人がいればそれを確保しなければならない。そのほか役場職員だとか地域おこし協力隊だとか、そういったやつをなくして今度、一般的な募集というのをかけられるような形になると思うんですけども、この間の説明に間違いがないかどうか、生涯学習課長にもう一度再確認したいと思いますのでよろしくお願いします

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎につきましては、国庫補助を受けて当時建築したものでございまして、補助金の残存期間がまだ60年ということで27年ほど残っております。その期間に相当する補助金を一括でお返しするか、それとも基金を積み立てて対応するかということがございまして、それで前回説明したとおりでございます。

一般の入居につきましては、今手続を取っております、実際、今回その手続を取ったのは先生以外の方の1年以上の入居をさせたいということで手続を取ったところでございまして、今現在も役場職員が入居しておりますので、その者たちの1年以上の入居というところで今回の手続を取らせていただいて、教員以外のどういった方を入居対象者にするかという部分については、今現在、規則のほうで教員以外については役場職員、地域おこし協力隊、アカデミー生とか、そういった対象を絞っておりますので、もし一般の方に広げるとなればその改正が必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 建設するとき、当然、残存価格が20数年間あるというのは分かってやっているわけですね。じゃあ、その目的と入居者をどう想定しながら始めるか、それを解決しないでその建設に踏み切らなければならなかった。どういうことなのか、私には皆目理解できない。

今までの入居者の過去の実績を10数年にわたって調べてみても、最大、教員が入居したのは5人だという実績。さらに今は交通の利便がよくなって、そして遠距離通勤もなるべく教員にはさせないような形になっておりますから、その需要はさらに減る。そういう中で教員公舎の改築を単費で進めると。これは一体何なんだ。何の目的で教員宿舎の改修をしたのか。今こんなこと、もめている場合じゃないですよ。

もう既に、いや、そっちもそうですよね。手続するのに、今、残存期間があるから1年以上住まわせるための手続をしていると。そんなばかな話がありますか。そんなのはもう既に出来上がる前に全ての手続を終えてなければならないですよ。それは、想定する人というものをもう確定させておかなければならないですよ。どういうふうに募集をするかという。何でこんな状態になってしまうのか、私はもう全く分からない。分からないですよ。

私の要望は、せっかく投資して、非常にいい住宅なので、一般の方も入居できるようにぜひお願いしますというふうなことに対しては、もう一度確認をいたします。一般の人は入居させないんですか。

○議長 副町長。

○副町長 基本的に先ほど述べた回答と同じになりますけれども、教員宿舎という所期の目的どおり、教員を優先的に入居させて、空き部屋等については政策的、先ほど申し上げました地域おこし協力隊ですとか、政策的な移住・定住の住居として活用してまいりたいということでございます。

そしてあと、一般の方ということですが、いわゆる町営住宅のほうにうちのほうの地域おこし協力隊優先というの、これも町民からすればおかしな話でして、やはり町営住宅については平等にというようなことがございますので、政策的な部分については教員宿舎の空いている部屋を活用してまいりたい。そして、一般の方につきましては、町営住宅の入居状況、もう満室で住むところがない、あるいはそういったような状況を見定めて一般の方も、もちろん教員宿舎のほうに空いていければの話ですが、そういった状況に応じて対応してまいりたいと、検討してまいりたいということをご理解いただきたいと思っております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 その話はちょっと違いますよ。違うというのは、先ほどの話の中では、一般公営住宅に入っている公務員をそっちのほうにどかして、そして空き部屋をつくると。だから、教員住宅のほうには役場職員を優先させるということなんです、結局は。

だから、政策がどうの、政策のための住宅にするなんて、私、政策のための住宅なんてどういう住宅なのかな。何か住宅法の中に政策住宅法というものでもあるんですか。それはそういう合意の下で建てた施設なんです。

○議長 副町長。

○副町長 あくまで教員宿舎は教育宿舎の目的で建設したものであります。その運用につ

いて今こういう状況があるので、その状況に合わせて有効活用を図っているというのが今の状態だと思います。それをさらに一般の方へという話なので、その状況を見て、一般の人がもう利用しなければならないような状況になりましたら、それは当然、先ほど答弁しましたように公営住宅、そういったような活用に切り替えるとか、そういった方法になってくるかと思えます。（「何言っているか分からない」の声あり）

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 結論を導きたいわけなんですけれども、何を言っているか分からない。教員住宅だ。だからほかの人は入れられない。でも特例として何かを設ける。その特例は公務員を優先させる。一般の人も入れてもいいかもしれないけれども、こういう公務員を優先した上でたまたま空いたら、一般の人も入れられることも検討したいな。言ってみればそういうことだよ、言っていることは。

私が言っているのは、もう教員宿舎をあれだけの金をかけて改修したんだから、広く一般に開放できるような施設にしてくださいというふうなお願いが私のお願い。それはそんなことはできない、駄目だよということを言っているわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 今は、極端なお話で言えば、今、二瓶議員の言ったとおりです。今は、町営住宅に拙速にしていくという考えはありません。ただ、今後の状況に応じてはそういった検討も必要であるという答弁で、していくというふうに認識しております。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 11時15分まで休憩といたします。（午前11時03分）

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。（午前11時15分）

歳入の質疑を続けます。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 今の教員宿舎の件で結論が分からないんですが。

私がお話ししているのは、多額な投資をして改修した教員宿舎というものを教員で入居者がいないのであれば一般の方にも開放すべきではないかという話の結論はどうなったのか。それはできないと言うのか、できると言うのか、どっちなんですか。

○議長 副町長。

○副町長 答弁の繰り返しになりますが、今は教員を優先でやって、空いている部屋は有効活用のために、今、特例的に役場職員なり地域おこし協力隊なり、政策的に使わせていただいております。

すぐに町営住宅化というようなことは考えてございませんで、今後そのような状況、今回、議会のほうからそういうような提案がございましたので、それを踏まえて検討するというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 いつまでに検討をした結果を私たちに報告していただけますか。

○議長 副町長。

○副町長 ここでちょっと明言はできないと思えます。いろいろな先ほどの手続の関係も

ございますので、その辺の内容を確認して、それから検討ということになりますので、後日といいますか、その日程等が分かりましたら、議会のほうにもご連絡するようにさせていただきますと思います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 教員宿舎として、過去の実績は最大でも5室のみしか使っていない。それが最大の状況です。

その教員宿舎を2億円以上かけて投資をして特定の人に、公営住宅でもない、教員宿舎からも逸脱する、そういった公共投資をして完成するわけですね。そういう判断というのは、私は間違っているのではないかというふうに指摘をして、そしてなおかつ、それは間違いだからこうこうこういうふうにしてはどうかと。公務員や地域おこし協力隊、これも公務員なんですけれども、公務員を優先するようなそういう政策というものの自体を優先させるということであれば、それはまた別途考えなければならないことだったんじゃないのかな、それ以外に方法はなかったのかというふうな疑問が湧いて仕方ありません。

ぜひ教員宿舎については、その用途を早急に見直して、しかるべき対応を取っていただけるよう、住民がひとしくその享受ができるような方向で検討していただくことをお願いを申し上げ、その部分についての質問は終わらせていただきます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 歳入がまだ続いているんですね。

○議長 歳入です。

○2番 減債基金についてお伺いをいたします。今回、減債基金の収入として基金を取り崩すということだから、基金からの繰入金という形で1億1,000万円の予算が計上されております。これは22ページですね。

減債基金というのは基金条例に基づいて積立て及び取崩しを行う仕組みでございます。財政調整基金のほかに減債基金、そして公共施設等整備基金、そしてまちづくり基金、主なものはそういった基金がありますが、減債基金というのはどういうもので、そしてどんな仕組みで取崩し、積立てを行うものなのか、基本的な制度、仕組みについてお伺いをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 減債基金につきましては、公債費の償還に充てるため計画的に積み立てるといような形になってございます。町といたしましても、剰余金を積み立てるとい部分では2分の1を下らない金額を次年度の基金に積み立てるといことがございますので、財政調整基金と残りの2分の1を昨年度の減債基金のほうに積立てをさせていただいて、今後償還額が増えてまいりますので、その償還の財源に充てるため減債基金を取り崩したといものでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 今の話だと、積み立てる仕組みは決まっていると。剰余金の2分の1だといことですね。

剰余金というのは、決算が終わって予算からこれだけ残が出ましたよという、繰越金といふふうに考えていいんですか、剰余金というのは。



- 議長 総務課長。
- 総務課長 剰余金というのは、やはり前年度の歳入歳出決算の剰余金ということで、いわゆる繰越金と言われるものでございますね。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 繰越金は翌年度に繰り越す財源だから、剰余金がそれよりもっと多いんですよね。剰余金を積み立てた後に残ったものが繰越金ですよ。違うか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 決算の前に剰余金として出たものを、その場で議会の同意を得て基金に積み立てることができるとなっておりますが、町では一括、繰越金とした上で繰越金のうち2分の1を財政調整基金に積み立てる、そのほかについて、いろいろな基金ですけども、今回は減債基金に積み立てたということでございます。（「分かりました」の声あり）
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 繰越金はその剰余金そのものを、要するに全額繰越金というふうに予算計上をして、それは歳入予算ですよ、繰越金。
- 積立金というのは、またそれを財源にして2分の1相当分を減債基金積立金ということで歳出のほうにのせるという手法を取るという理解でよろしいですか。なるほどね。
- そうしますと、その操作は決算が確定した9月補正で実施するということですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 はい、9月補正において実施しております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 減債基金は基金条例というのがありますよね。その条例の中に多分2条だったと思うんですけども、過疎債の何だっけ、過疎の促進特別措置法というのができて、その事業に充てる分の限度額とするという規定がありませんか。（「減債基金」の声あり）
- 減債基金。まちづくり基金か、あれは。まちづくり基金だ。ごめんなさい。間違えました。
- そうすると、今回、減債基金から1億1,000万円の取崩しを行う、1億1,000万円という取崩しについては、積立てについては剰余金の2分の1という制限があるけれども、取崩しについては特に制限はないという理解でよろしいですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 金額的に制限というものはございません。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 そうすると、あれですね。環境の18ページの起債償還金残高の見込みでいうと、もう既にもう減債基金の取崩しについては予定していたよりもオーバーした、1,000万円多くした、違うな、これは。歳入だからそうだな、取崩しは1,000万円多く取り崩したということですね、予定よりも。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 はい、そうでございます。（「そうだよね。5,000万円積立て、1億円取崩しで、今回はそれを1,000万円分多く取り崩したということですね。分かりました」の声あり）
- 議長 ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。
- (質疑なし)

○議長　それでは、歳入の質疑を終わり、歳出の質疑に入ります。

　　予算書事項別明細書の25ページから最後までを質疑の対象といたします。

　　歳出の質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番　重点事項で言えば、暮らしの1ですね。人とつながり合おうとする意識の高揚ですか。予算で言えば77ページの社会教育費の報償費、負担補助金及び交付金ですか、そこに計上されておりますが、この今回の重点事項については本当に暮らしだとか、いろいろ分けていただいて分かりやすくなっております。

　　それで、お伺いしたいんですけれども、まず重点事項の中に目標がありますね。その目標というのは、令和3年度から比べると、私たちが考える上では1段階上に上がっているような目標になっております。大体、継続事業に関しては町のほうでPDCAですか、そのサイクルを利用して考えながら政策の見直しや改善を図っていくというようなことで考えておられると思うんですけれども、令和3年度、前、一応質問した中ではコロナ禍によってほとんどの事業ができなかったと。

　　それで、結婚対策事業に関しましては、ここにも書いてありますけれども、マッチングアプリですか、それをやっても登録者は誰もいなかったと。結局、令和3年度は何もできなかったというふうなことですよね。

　　それでいて、令和4年度、1段階上に上げたような目標を立てられたと。それに関して質問内容ですけれども、事業費は世代間交流の促進事業費として80万円と結婚応援事業として20万円、これは計上されております。それで、実際にどのような対策、この事業に対して対策を取っておられるのか。予算で上げた以上、いろいろな対策を考えておられると思うので、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　世代間交流事業につきましては、議員ご指摘のとおり、令和3年度についてはコロナの制限が年間を通じてかかっておりましたので、実績としては上げられていないのが実際でございます。

　　令和4年度につきましては、コロナの制限もあるかとは思いますが、計画としては世代間交流促進事業については、今までの若者に限らず、知識と経験が豊富な既婚者や年長者を加えた活動団体を再構築しまして、世代の枠を超えた交流、対話の場を創出します。また、近隣町村とも連携した事業に取り組むということで、年度初めに活動団体を再構築しまして、その活動団体の中で年間の企画・立案した活動を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長　五十嵐健二君。

○3番　今の活動内容についてはここに書いてあるとおりの内容だと思うんですけれども、令和3年度においてコロナ関係で人を集められない、そういう理由も分かります。ただ、対策としては何かしらの対策はできたのではないのかなというふうに考えるわけです。例えばアンケートを若い人たちに出して、町の考え方を言って、それに共感できるような若い人たちの考えを聞くとか、そうしたこともできたわけですがけれども、何ら一切そういう対策をしないで令和3年は終わってしまったという形で、令和4年、今言ったような内容でしっかりと進められるような基本的な考えは、若い人たちからいろいろ話を聞いてとい

うようなところもあるとは思いますが、本当に基本的な考え方はしっかりと持っておられるわけですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 担当課としましては、そこはしっかり進めていきたいという考えを持っております。ただ、若い方、話を聞いてみますと、やはり価値観、大分変わってきているような状況も見受けられますので、そこを何とか広い世代で話し合うことで前に進めていけるように取り組んでまいります。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 言っていることは分かるんですけども、実際問題としてこのコロナ禍でなかなか人が集められないとか、そういった問題も出てくるわけですけども、生涯学習課でここに一番最初に載っているということはその後が続いていく事業なんですよ。ですから、非常に大切な事業だと私は考えております。

ですから、コロナで何もできないとか、どうのこうの理由ではなくて、できることを一生懸命頑張ってやっていただくのが、その事業を進める上での大切な考え方ではないのかなと思います。

誰かが前言ったかもしれませんが、この事業計画というのは絵に描いた餅では仕方がないですよ。しっかりと、もうその年その年に上げていただいた事業というのは、どんな形でもいいですから、その結果を出さなければならないというふうに考えるわけです。

ですから、これは非常に大切な事業だと思いますので、その結果を出すために、先ほども言われましたけれども、若い人たちだけではなくて世代間を超えて募集して進めていくというような考え方は分かるんですけども、実際的にこれから4月から新しい事業を始めるわけですけども、しっかりとした考え方を持ってやっていただかないと、また来年になってコロナのために何もできませんと言うのでは非常に困りますので、その辺、よろしくをお願いします。

あと、結婚応援事業の20万円というのは、これ、マッチングアプリに対するいわゆる助成というか、そういう形で上げているものだと思うんですけども、どのぐらいの人を対象にしてこの金額を上げてきたわけですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 結婚応援事業のはび福なび登録料の半額補助になります。2年間で1万円の登録料が必要になりまして、その半分ですので1名当たり5,000円を補助する事業となっておりますので、40名分の予算を計上しております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 マッチングアプリですか、それを募集するわけですけども、町としてどのような形でこれを募集するわけですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 こちらの事業につきましては9月1日から開始しておりますが、町の広報紙にも掲載しておりますし、あと町ホームページ、あとはチラシを作成して役場公共施設等に置いておいて今はPRしておるところでございますが、今後につきましては世代間

交流事業等でもチラシのほうを配布させていただいて、参加促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 この計画どおりに進めていただくことが一番いいことなのかなというふうに考えますので、この事業というのは本当に大切な事業でありますし、これから三島町を考えていく上では人口減少あるいは高齢化という形でもなかなか対策が難しい事業がありますが、これを基本としていろいろ考えていかなければならない事業だと思いますので、その辺を考えたがらしっかりと事業に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 DXですね。町で進めておられることをこの間、補正の中でも、補正で出したやつは一応減額ということで、基本方針をつくるという形でいわゆるDXに関する予算は取り下げたというふうなお話を聞きました。

この令和4年度、今度は本格的にその策定を進めていくというような話に、計画に上がっております。ただ、これ、予算がないんですね。私たちに配られた実施計画の中では令和4年度の予算は500万円、策定に取っております。それが今回は予算をつけないでどのような策定を行うのか。そして、補正のときに出た基本方針ですか。それはどのぐらい進んで、3月いっぱい出来上がるのかどうか、その辺のところを少しお聞きしたいと思います。

○議長 副町長。

○副町長 まず、方針については、何度も申し上げておりますとおり、年度中、3月中には策定するというところで進めておまして、たたき台はもうできています。あと、校正等をかければ完成というような流れになってございます。

あと、令和4年度の進め方につきましては、令和3年度につきましてはもう丸投げと言うとあれでしょうけれども、専門家に入らせていただいて策定してもらおうという考えで300万円を計上したわけでありまして、これを進めている中でやっぱりDXというのは職員が積み上げていく、そういったものがやはり理想であって、いわゆる何でしょう、自分たちのやっている事務事業、そのことの見直しになりますので、専門家からアドバイスも必要なのかもしれませんけれども、やはり職員の中から積み上げていく、そして計画をつくっていくというのが基本であって、結局は一番実効性のある計画になるんでないかというふうに思っておりますので、そのような形で計画を策定していきたいというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 職員の中でそういうふうにしてやっていけるのは一番理想的なのかなと、人材を育成する上でもいいのかなとは考えるんですけども、DXというのは非常に難しい問題ではないのかなというふうに考えるわけですね。いわゆる縦のところを横から考えていくとか、いろんな問題が出てくるわけですね。

実際に磐梯町にしても西会津にしても、何年も前からもうその最高責任者というのを決めて計画を実行しているわけですね。それが、町の職員だけでそこまでのことができるのか

どうかというのがちょっと私たちにとっては不安なんですけれども、町として実施計画の中で500万円という予算を取ってあるわけですよね、あの実施計画の中に。その500万円の中身というのは、そういった専門の方を招致して、そこでいろいろ進めていくのか、その内容については私たちはちょっと説明を受けなかったので分からないんですけれども、DX問題に関しては果たして役場職員だけで大丈夫なのかというような不安があるんですけれども、その辺の不安というのは町のほうにはないんですか。

○議長 副町長。

○副町長 不安がないかと言われますとあれですけれども、ただ、今年もそうですけれども、振興局のほうでも方針を策定する、それと併せてやはり事務事業の標準化ということと具体的なDXの取組をしております。それは戸籍であったり、住民票であったり、税務であったり、特定の分野であります、それを13町村が集まって事務事業というのを出し合いながら進めたという経緯があります。

また、町のほうでも職員への研修ということで藤井さん、西会津町の最高責任者の方の講演を聞いた。これについても実は振興局のほうからご協力をいただきまして、講師の手配ですとかその経費ですとか、そちらのほうは振興局に見ていただいたというようなこともありまして、町、予算は計上していませんけれども、そういった支援を受けながら、DXは三島町だけでなくやはり全国的なものでもありますし、そしてまた、国でも進めている、県でも進めているという状況の中で各種支援というのが、体制というのができてきているということがありますので、そういった支援体制を活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 町のほうでそれだけ自信を持って言っていただけは大変ありがたいことですが、やはりDXというのはあくまでも町民が主体であります。役場職員の仕事が少なくなって楽になるという話ではありませんので、町民にとってどれだけそういったことが町民の利便性につながっていくのかということも考えながら進めていただきたいと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

あと、そのDXにつながる話なんですけれども、マイナンバーカード、これは実際、今、町民課のほうで担当していますよね。本来であればこのDXを進めている特命課のほうでやるべき問題ではないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺のところは町のほうでどのように考えておられるか。そして、特命のほうと町民課のほう、2課にわたって進めていく上で何か弊害とかなんかがないのかどうか。その辺のところもちょっと確認したいと思います。

○議長 副町長。

○副町長 マイナンバーカードにつきましては、やはり住民票ですね、そちらとの非常につながりが強いんです。ご存じの方がいるかと思いますが、マイナンバーカードを忘れた、そのときに確認する方法としては、マイナンバーカードの表示されている住民票ということであると、その住民票が交付されます。非常にシステムとしても何でしょう、非常に強い関係というんですかね、基データになる部分ですので、そういった関係でやはり町民課がマイナンバーについては主体的にやっているということとあります。

デジタル化というのは、個人情報がつながったもの各種データ、例えば税情報ですとか健康関係、そういったような個人データを結びつけるというのがマイナンバーカードです。

ですから、そういう運用面と実質的な関係性とありますので、今は特命担当課と町民課でやっております。今回もマイナンバーカードの普及推進ということで2回ほどだったと思いますが、町民課と特命担当課で合同でその申請手続を支援したというようなことをしました。特に支障はなく進められておりますので、今の体制で特に問題がないというふうに考えておりますので、このような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 マイナンバーカードに関しては、町民の方々にとってどんな利便性があるのかなというふうなことが一番の大きな問題だと思うんです。それで、マイナンバーカードに加入するというか、それに入るという中で、高齢者の方々にとってはマイナンバーカードに入る必要があるのかというような方も大勢いらっしゃる。その中でそれを進めていくというふうなことに対しては、町民課のほうで中心に行ってそれを進めていくのがベターなのか、それともやはりDXのほうをやっておられる特命担当課のほうで進めていくのがベターなのかと言われると、私は町民課で進める、健康保険ですか、そういったやつを進める上ではそれは町民課が担当だというのは分かるんですけども、実際的にマイナンバーカードを進めていく上ではやはり町民課ではなくてそれを、デジタル化の担当になっている特命課のほうで担当するのが当たり前なのかなというふうに考えるわけです。

このデジタル化もそうなんですけれども、町民の方々にとってデジタル化をなぜ進めなければならないのかというその理由もまだ分からない部分が多いんですよ。今後、町民の皆さんにそういった説明をする場を設けてやっていくのか、その辺のところも今後大きな課題になってくるとは思うんですけども、とにかくDXは、基本的考え方は町民の皆さんの使い勝手がよくなるような、そういった町民主体での考え方からDXというのが始まってきたんじゃないのかなというふうに考えるわけですから、今後進めていく中では町民の人たちにどういうふうな形で説明をしていくのか。

いろんな形はあると思うんですけども、やっぱり町民の方々からいろんな話を聞くのが一番いいんじゃないのかなというふうに考えるわけです。ですから、今後の進め方として、役場としてまず役場の職員でこれから進めていくというのも、それは役場の考えですから私たちがどういうふうにというふうなことはここではあまり強くは言えないんですけども、町民の皆さんに理解をしていただくような対策は取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 副町長。

○副町長 確かに今回、広報のほうでDXとはというようなことで、一面とは言いませぬけれども頭のほうに出させていただきました。本当に基本的には町民のためのDXだということでご理解いただきたいんですが、いわゆる事務を効率化することによって合理化が図れて、さっき言いました職員が楽になるのではなくて、合理化した分で効率化した分で時間の余裕、この部分は新しいサービスに充てるんだという基本の考え方で、基本的にはやはり最終的な利益者は町民だというふうに認識しておりまして、その考えの下に進めてまいりたいというふうに思います。

そして、町民への理解なんですけど、先ほど言いましたけれども、広報で出しましたし、やはり基本はそういったPRだと思います。必要に応じて、例えばマイナンバーカードの普及促進といえはそういったものを地区でやってみようとか、そういったようなことが考えられますので、今後進めていく上で必要に応じて座談会が必要であるならば座談会もしなくてはいけないと思いますので、今後進めていく中で効果的なPR、理解を得てもらう方法を考えていきたいというふうに思います。

○議長　ほかに質疑ありませんか。大竹克昌君。

○8番　30ページの使用料及び賃借料の土地借上料、また、61ページ、美坂高原の管理業務、こういった点の金額から質問させていただきます。

いつもいつも毎年、土地借上げのところで約120万円からの金額、また、桐の里産業さんに委託ということで500万円以上の金額が出ております。こういった中で、一般質問やいろんなところで今後の美坂高原ということで毎回質問が出されております。

実際、令和3年度、令和2年度、ずっとこのような状態が続いていますが、美坂高原、1年間運営して赤字なのか黒字なのか、赤字ならどのくらい赤字なのか、分かる金額でよろしいので教えていただきたいと思います。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　赤字、黒字で言いますと、基本的に収入が入ってきておりませんので、基本的に施設の管理、土地使用料という部分でお金が出ておりますので、すみません、その金額をちょっと調べておりませんでした。その部分から言うと去年ですと委託だけで予算で見ますと500万円で、使用料が120万円くらいということなので、700万円近い赤字といえは、町の管理のためのお金が出ていると。

○議長　大竹克昌君。

○8番　柳津町の業者が一番多くの畑をお借りしていますが、あれは年間幾らぐらいの売上げがあったんですか。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　すみません。今ちょっと調べます。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　この数字を調べてきますので、休憩させていただいていいですか。後ほどでもよろしいでしょうか。

○議長　大竹克昌君。

○8番　私もそんなに大した金額ではなかったと思ったんですけども、載っていなかったものですかちょっと聞いてみたんですが、後で連絡をもらえればと思いますが、美坂高原の今後についてちょっと私、伺いたいのと言いたかったのとありまして質問させてもらっているんですが、今後、毎年毎年この議題になって、町のほうでも美坂高原の今後についてということと話し合われていると思うんですが、ざっくりこのまま、また令和4年度も同じくいくという考えでしょうか。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　令和4年度は町長一般答弁でもお話しさせていただきましたが、美坂高原の利用として3年間のサポートを申請させていただいて、星空事業という形でちょっと

年間何回か活用させていただきたいという部分と、あと工人まつりの代替イベントとして、菅家議員の質問にもお答えさせていただきましたが、なかなか今、制限をしながら人を集めるという部分で三島町では難しいというときに、やっぱり美坂高原の立地とか、部分を考えるとそういうところも可能かということで、逆にそういうところを利用しながらちょっと今年からそういう、やはりどうしてもイベント的な開催がメインにはなってくると思うんですが、そこからできれば、今までも指定管理者が入ってくれば最高なんですけれども、なかなかそこまでいかない場合はそういうことも実施しながらどうか何か運営できる仕組みだったり体制だったり等をちょっと再度もう一度検討させていただければと思います。

○議長 大竹克昌君。

○8番 ぜひ大至急にでもお願いいたしたいと思います。毎年毎年「考えていきます」という言葉で終わっているような気がします。

実際、あの美坂高原の上にはすばらしい建物が幾つか建っております。ほとんど、何と言ったらいいのか、放置している、遊んでいる状態。何にも使われていません。だんだんもう朽ち果てていくだけかなと思っております。

そういった中で一般質問、今まで何人もされております。思い切って閉鎖する、やめる、そういったことも早く決めていけば、余計なお金が出ていかなかったのかなとも思われますし、あれを閉鎖して完全な元の姿に戻すとなれば、またそれも大変な金額にもなりますので、実際、本当に使えるものを有効活用していかないと、得るものを得ないとどうにもならないと思います。

今現在、入場料は取っていませんよね。本当に草刈りをやってヒマワリですか、植えて、昨年度ヒマワリが咲きましたから来てくださいという放送がありました。正直言って、咲いていたり枯れていたり、これからなのかなとそういう形で見えていましたが、真剣にやっぱり考えないと、やめないでも縮小して土地代を減らす、そういった方向性もあるのかなと思いますし、入り口だけ、あのトイレのある辺だけでも残してあそこのできるもの、これは役場の行政でやる仕事ではないと思います。やっぱり指定管理者、今だったらあその草刈りとかやっている桐の里産業さん、そういったところで何かキャンプ場なりなんなり、やってみようとか、まとめる人が実際今いませんから、なおのことまとまらないのかとは思いますが、そういった方向でやはりお客さんと呼んで収益を上げないことには、せめて入場料を取らないことにはどうにもならないと思うんです。

見えないところで本当に百年杉の方向、あとその下には釣堀、この間ちょっとした用事があって行って見ましたが、もう全然まだ使えます。やっぱり使わないことには、ずっと何百万円もただ金を出しているだけでどうにもならないと思いますので、本気で考えていただきたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 大竹議員ご指摘のとおりで、これまで幾度となくあの美坂高原の利活用については検討しながら、なかなか答えを見いだせずということで、一つイベント的な部分は実施していきますし、施設に関しても現場に見に行くと何とかまだ使える、ただ、閉じたままという形で、百年杉なんかについては編み組みのほうで干し場とか、そういう別



な用途で使ったりもしているところがありますが、当時の思いからすればちょっと違う感じの方向になっているというのもありますので、大竹議員が言うとおりに人を呼び込んで何とか運営できるというのが、今回の2つ、やってみる中で一つ方向性が見いだせるかどうかちょっと実施してまいりたいと思います。

ただ、これは行政だけでやっても駄目なものですから、答弁でもお話ししたとおり、地元の方々にも参加していただいて、有効な活用が、どういうことがあるかもちょっといろいろご意見いただければと思います。

○議長　ほかに質疑ありませんか。大竹克昌君。

○8番　そういったところでよろしくをお願いします。

似たようなところで三島町営スキー場、元と言っていいのか、今現在のスキー場ではありますが、土地借上げ6万円ですか、どこかにのっていたと思ったんですが、あそこのスキー場、それだけでほかにはお金はかかっていなかったんですけど。伺います。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　土地借上げにつきましては、ロッジの土地をお借りしてお支払いしているところがございます。それ以外にはかかってございません。

○議長　大竹克昌君。

○8番　さほどの6万円、さほどといった言葉は悪いですが、6万円ほど毎年かかっているというわけではありますが、何年前か、圧雪車が壊れまして、スキー場が取りあえずスキー場としては運営できない状態となり、そのときに今後のスキー場についての検討委員会というのがつくられましたが、今現在どんなふうになっているのでしょうか。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　検討委員会につきましては、2年前に結論を出しておりまして、今までのようなスキー場としての運営はできない。ただ、今現在も保育所のすってんころりんピックですとか、そういったところで活用させていただいているところがございます。

○議長　大竹克昌君。

○8番　今後もあのロッジを維持しながら、このすってんころりんピックや保育所や、そういうところだけで使ってあそこを維持していくという考えでいるのか。いずれ閉鎖も考え、撤退するという考えでいるのかを伺います。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　現時点ではあのロッジの冬期間以外の活用について検討しておりまして、冬期間以外であのロッジを活用してあの場で何かができないかというところも含めて今検討しておりますので、今後の結論はまだ実際出ていないところがございます。

○議長　大竹克昌君。

○8番　私も一般質問で1回その質問をさせていただいたときに、今課長が言われた答弁を私から町のほうに言った記憶がございます。あのロッジ、冬場1日2日だけ使うにはもったいないんです。もう一年中をかけてあそこにやはり人を呼ぶ何かをやってもらいたいと、その当時言ったと思ったんですけども、一言で言えば美坂高原のようにとにかく収益を何か上げるようなものにしていただきたいと思っていますので、これは教育委員会も含めて地域政策課もあると思いますが、いろんなことを考えていただいて展開していただ

きたいと思います。

○議長 お諮りいたします。昼食休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

○議長 1時5分まで昼食休憩といたします。(午後0時02分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午後1時05分)

一般会計予算歳出の質疑を続けます。

質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 町民課のほうにちょっとお聞きしたいと思いますが、令和2年に新規事業として不妊治療に対する助成事業、それが令和3年、そして令和4年には一応それは今、重点事業のほうの中にも除かれているというのは、今年から国のほうでの保険対象になるからというふうな理由だとは思いますが、不妊治療に関しては今まで保険の適用になっていなかったというのもあるんですけども、一般不妊治療と高度不妊治療というのがあって、高度不妊治療というのはとんでもない経費がかかるわけですね。それで、保険適用になっても多分、個人で負担する金額は結構いくのかなというふうに考えるんですけども、町として経済的な助成あるいは精神的な個人の負担を軽減するためにも、そのサポート事業ではないですけども、相談窓口とか、そういったものを設けてこれからも続けるような意思があるのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町民課長。

○町民課長 3番、五十嵐議員の不妊治療についてですけども、今ほどの議員のお見込みのとおり、令和4年4月より不妊治療における費用については保険適用という形で国のほうで制度が制定され、4月からスタートするような形になります。年齢は43歳未満という形に制限がつけられておりますが、不妊治療が保険適用になるというような形になります。

そのことから、今までうちのほうで令和3年度まで不妊治療費という形で助成制度を行っていたんですが、保険適用というふうになるということで今回予算からは外させていただいたという形になります。確かに不妊治療については、場合によっては高度な医療になると思いますが、あくまでも保険適用となりますと3割負担の自己負担者であれば3割分しか払うことがないという形になりますが、逆に保険の適用になれば今度、医療という形でみなされますので、高額療養費とかというのにも該当になりますから、その3割分については高額療養費で還元できるのではというような形でうちのほうとしては考えておりました。

2点目の強化支援、強化というか相談体制の支援強化につきましても、こちらのほうは引き続き、不妊専門の相談センターというような形で国のほうでも県のほうでもこちらのほうを設立して行っていくというような形を取っておりますので、町としてもこれに合わせて連携を取りながら相談対応は強化していきたいというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 不妊治療に関しては、今説明があったような形で積極的に進めていただきたいと思います。

それで、もう1点なんですけれども、SSの問題なんですけれども、整備用地の確保という形で今年15万円ぐらいの予算を取って整備用地を確保するというような形を取っているとは思いますが、私たちもはっきりした理由が分からなかったのも、町民の方に聞かれたときに答えることもできなかったんですけれども、多分SSの候補地というのはほかにもあったと思うんです。それで、三島町のSS過疎地対策検討委員会ですか、その中で審議されて、最終的に町のほうで説明した道の駅というふうな形の結果が出てきたんだと思うんですけれども、実際にそのほうに用地が確定した理由をここでちょっとお話しただけだと思いますけれども、よろしくお願いたします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今の五十嵐議員からのご質問にお答えさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、SSに関しては今の施設において三島町の町民の方々の生活を守る、防災面からも残すということで運営をしております。ただ、そこで皆さんからいただいている部分では、今のままではなかなか経営も厳しいだろうということで、立地条件であったり施設の老朽化ということも含めると、やはり新たな設備の整備が必要ということを経営の皆様、また、町民の皆様からいただいたところでございますので、それを念頭に置きながら進めて、事業、新たな移設という部分を進めておりました。

その中で、やはり町単独ではなかなかこの移設に関しても相当な経費もかかるということで、いろいろ調べていく中でSS過疎地対策計画というものを策定して、その後の国の補助を頂けるという部分もありましたので、こちらの計画策定についても国からの補助も出るということもありまして、町では新たな整備についての計画部分の策定に取り組んだところでございます。議会の皆様にも一応、策定計画、この前まとまりました部分はお渡しし、その前もご説明した中でございます。

委員会では地元の住民の方、また、国、県の方、防災の先生の方という形で多方面の方に集まっていただいて、いろいろご意見をいただいたところでございまして、委員の皆さんからもいろいろご意見をいただき、また、皆様も回答いただいたかと思っておりますが、アンケートもやらせていただきました。また、事業者ヒアリング、やはり多く使われる事業者の方のヒアリングも行ったところでございまして、そういう意見をいろいろ聞いていく中で、やはり一つは国道沿いへの移転ということが大きな目標としてありました。

ただ、その中でもどこにという部分で具体的なアンケートなんかには記入項目も設けまして記入してもらったんですが、道の駅周辺、元のJASSの跡地、あとは病院が整備されるのであれば病院の近くということで、それをベースにやはりある程度まとまった土地という形で国道252号を考えると、その3点の候補地かなということで委員会のほうでも検討してきました。

その検討の一つの視点としては、災害対応、もしその3か所に整備した中で、役場とか、公的機関に給油が可能かという部分の1つの面、2つ目は利用利便性ということで国道から入りやすい広さとSSを使う方の利便性がさらにもっと向上できるような施設等があるかという部分と、3点目は整備コストということで、用地確保や附帯設備追加という面で判断し、計画の中でもご説明いたしましたが、やはり道の駅周辺に整備することによってサービスステーションを使った方が道の駅を利用する、道の駅を利用した方がサービ

ステーションを使う、あとコスト面においても、用地を確保しておりましたので新たな用地取得という部分が必要なくなるという部分もありましたので、今回予算には2点ほど少ない金額、ちょっと足りない部分を上げておりますが、そういうところで総合的に判断していただいて、検討委員会のほうからは道の駅周辺というご提案があったところです。

町としては、そのご提案を受けて最終的に決定するのは町でございますので、町のほうで提案の中をもう一度精査し、やはり経費的な部分、利便性向上、将来的な運営、継続的な運営ができる、災害時の道の駅との連携という部分も考えると、道の駅の今駐車場を拡張している部分の一部をSSとして再整備するということが町としての方向として決定したところでございます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　SS、すみません。SSの話はまた別途お話ししなければならないなと思ったんですが、SSの話が出てきましたので関連質問としてお伺いをいたします。

SSについては、今、宮下にあるところでは採算も取れないし、そんなことをやるんだったら、ちゃんと国道252号に移すのであればそこまで待ったらというような意見を私は持っていたのと、あと本当にこれから人口が減っていく、全体的に、三島だけじゃなくて。そして、すぐ近隣にもSSが、ガソリンスタンドがある。そういうところからして経営は大丈夫なのかという心配が一番大きかったわけでございます。

決してSSの新築に反対するものではありませんが、私の一番の思いは、やっぱり採算性をきちっと取ると。役場が赤字だから財政補填していくという考え方を捨てて、いかにして経営を黒字化できるか、その手法を最大限探っていくというのが私は必要だろうというふうに思っております。

したがって、あとはそのコストのことをちょっと聞きますけれども、その用地はあそこの道の駅の隣にしたいと。それが一番利便性が高いところだと。3つの利用者目線であろうと。これもそういうことなんでしょうと私も思います。

次は、新しい建設に関してどのぐらいの費用がかかるのか。まず、新しい国道252号の脇に造るガソリンスタンドというのは、予算としてどのぐらいの規模をかけて行うつもりなのか、今話ができるのであれば。

そして、併せて向こうは解体をしなければならないという形になります。その解体というのはどのぐらい費用がかかるのか。あと費用がかかるとすれば何だろうね。そんなようなものかな。

そういったことを今、現時点ではどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　今ご質問のとおり、新たな施設整備に関してはこれから設計ということもありますが、実施計画の中で一応想定としては2億円という形で……（「2億円」の声あり）はい。用地関係……。はい。振興計画、実施計画書の中には2億円という形で提出させてもらっています。

ただ、見積りを取ったのか、そういうことで言われると、それはあくまで……（「超概算ということね」の声あり）そうですね。超概算で近隣町村の部分をちょっと参考にさせ

てもらったりという部分もありますが、そこから概算という形にはなってしまいますけれども、あと解体に関しては1,000万円という形で……（「1,000万円ぐらいでできる」の声あり）はい。という形で考えております。（「併せて財源」の声あり）

財源を併せてなんですが、こちらは重点事業にも書いておいたんですけれども、資源エネルギー庁のほうでこの過疎対策にやはり支援しなければいけないということで、3年間で計画づくりと実施設計と整備、解体を合わせての上限で1億円という、今、上限までの補助は出していただけるという補助制度ができたそうなので、それに向けて今申請をしようかなと思っています。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、今までかかったのは一千数百万円かい。計画づくりも含めてね。（「そうですね、はい」の声あり）そして、向こうの解体が1,000万円、それで2億2,000万円、そのうちの約半分1億円ぐらいが国の補助でもらえると。しかし、その後1億1,000万円ぐらいは単費持ち出しだということですね。すると、また起債をしなければならないということになりますね、それだけの金が。

運営方式、要するに誰がどうやって経営するかということに関しては、今何か役場で考えている案というのはあるんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今は指定管理で桐の里産業にやってもらっていますので、基本的に新しい施設になっても指定管理でお願いしたいなと思っています。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 ぜひ指定管理制度にのせるために、まず管理する人がどういうガソリンスタンドにしたいと。例えばセルフ方式でやりたいとか、あるいはこういう自動洗車機を置いてどうのこうのとか、設計段階からその運営を担う、経営を担う指定管理者たるものを早く決めて、設計段階から参加させて使い勝手のいいものにするというふうにしてはどうかというのがこれ、一つの私の提案ね。

もう一つは、桐の里産業の今のスタッフでは、私はこれ以上のサービス向上はあまり望めないというふうに思っているのね。だから、ガソリンスタンドはこれ、民間商売の最たる事業でありますから、ノウハウを本当に持った指定管理者を三島だけというんじゃなくて広く募集をして、いい経営者というかアイデアがある人あるいは実績のある人、そういう募集の方法をしてはどうかというのが2点目ね。

それによってもし応募者がなくなれば、それはもうからないということなんですよ。利益が出ない。本当にそのときに、それで本当にやっていくかどうか、何でなのか。計画は10年後から赤字が出ますという計画にはなっていますが、私が見た数字ではかなり大ざっぱな数字だというふうに私は思っているの、もし民間企業がその経営に携わるとすれば、かなりコスト計算やそういったものをしながら、できるかどうかというのを考えるはずなんですよね。そのときにもう1回よく、どうすれば経営が成り立つのか。私は、やはり野放図に赤字だから、これ、必要ないやつだから、どんどん赤字だったらば財政的に支援すればいいんだ。それだけで始まっては絶対にいけないと思うんですよ。

その辺のご見解、どうでしょうか。私の提案も含めてなんですが。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 第1点目の指定管理者の事前ということで、庁内のほうでも協議して新たに造るものでもありますので、有効な施設になれるように、もしそれが可能であれば検討してまいりたいと思います。

2点目は、広域への募集ということなんですが、まずは基本的に町なかでといってもなかなか、今、二瓶議員ご指摘のとおり、経営するといっても、桐の里産業にやっていたいておりますが、町なかでの募集、そこから、ふるさと荘もそうだったんですけども、広域での募集ということで、必要であればそこらも検討させていただければと思います。

最後のどうしても募集がない場合という部分で、このSSが、やった時点で、二瓶議員ご指摘のとおり、町民の安心・安全を守る防災という部分でお金という部分がないところもあります。ただ、そこは一つは忘れないようにしたいとは町ではやはり考えなければいけないのかなと思います。

ただ、議会でご説明した中でも言われたとおり、やはり経営という視点、そこをないがしろにしてはいけないということでしたので、シミュレーションにしては甘いと言われてもそれまでかもしれませんが、できるだけ赤字にならない運営をしながらやっていきたいとは思っております。その時点でまた出た場合には、トータルの部分で、そこで必要なのか必要じゃないのかという部分を再度また検討しなければいけないかなと考えます。

○議長 ほかにありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 できるだけ赤字を出さないようにということなんだけれども、やはり「ガソリンスタンドは近くにあったほうがいいのか、なかったほうがいいのか、なくても問題ないか」と言えば、「あったほうがいい」と言うに決まっているんですね。でも、そのときというのは、でもこれだけ役場で金を補填しないとやっぱりうまくいかないんだよという話にはなっていないわけですよ。

だから、やっぱりあの計画書も全部オープンにしながら、そしてもっと経営面については、ほとんどの議論は専門家も含めて、これ、黒字にならないよなど。だから、防災防災という言葉を出すわけですよ。そういう検討委員会での議事録を見ると、そういう観点ももう明らかに分かってきたなという感じがするんです。なかなか経営はできないよな、黒字を出すというのは大変なことだよなという感じなんですね。

だから、そこをどう改善していくかと。どういうことを今考えているのか。そういうものをどんどんやっぱり町民に情報発信をしながら、やっぱり共に考えていく。どういうやり方だといいのか。そのときからもう町民はガソリンスタンドの応援者になるというようなことも含めて、ぜひ謙君、考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 ご指導いただいたとおりで、町の人々がやはり利用しなければいけないというのがありますし、やはりこの計画に関しては今後すぐオープンにさせていただいて皆さんに見ていただきますし、大変厳しい状況だということもお分かりいただき、町民の皆さんに利用していただけるようなSSにしていきたいと思います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 我々に配られた道の駅の駐車場の増設部分と、そしてガソリン、イメージ図だからイメージを先行してということでもなくて、今のところイメージでこんなことを考えているんだよということも含めて、どんどんオープンにさせていただきたいなど。議員のほうに配ったんだから、もうオープンにしたのと同じだから。だから、ぜひそんなことで議論を深めていってもらいたいし、私としても、私個人としても、いろんな意味でそれで本当にうまくいくのかどうかという、議員としての立場で見ていきたいというふうに思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 隠すことなく、計画は全てデータでホームページのほうに公表させていただきますし、4月号では一応それも含めた見開きページでの町民の皆様へのお知らせ版を考えておりますので、すぐに対応してまいります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 重点事業の中の暮らし、24の一番下、設備工事、高齢者生活福祉センターの福寿草ですか、暖房設備の入替え工事というふうに書いてあるわけですけれども、これ、この間の福祉協議会の集まりのときに温風ヒーターで暖を取っていたような状況なんですね。それで、あそこは居住棟もありますし、デイサービスの会場にもなっておりますので、急いでやっぱり修繕というか入替え工事をやっていただきたいと思うんですけれども、これはまだ見積りとかなんかの段階にはなっていないわけですか。その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長 町民課長。

○町民課長 今ほどの高齢者生活福祉センター福寿草の暖房の設備についてでございますが、議員お見込みのとおり、今年の冬、ボイラーから温水を流して熱で温風を出すような仕組みなんですけど、そのお湯の循環の機能がうまくいっていない状況でして、今年の冬、施設のほうの皆さんについてはご迷惑をおかけしまして、とにかく今現在まで応急的な処置とこの原因究明について今業者を入れさせていただいて調査しているところでございます。

昨今、今、業者を委託しているところについては、今ほどの原因は大体つかめてきましたので、早急に今見積りを依頼しているところでございまして、こちらのほう、見積りが確定して原因も究明して見積りを設計した中で、再度、新年度補正等で対応していきたいという考えでいます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 この施設は高齢者の方にとっては非常に大切な施設でありますので、早急に対応していただきたいと思います。

次に、予算書34ページ、ここに修繕費210万円というふうなことが上がっているんですけれども、これ、ゆめぼけつの何か修繕費だというふうにお伺いしたんですけれども、放課後児童クラブの修繕という形で上がっていたような気がするんですけれども、放課後ゆめぼけつの修繕費というのは一体どのような修繕費なのか、ちょっとお伺いします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 その予算につきましては、ゆめぼけつの改修工事200万円が含まれているものでございます。中身につきましては、今現在ゆめぼけつの図書コーナーを放課後

児童クラブとして共有している形になってございますので、一部、アコーディオンカーテン等で間仕切りをして専用区画を設けるような工事と、あと廊下は廊下側の空間が空いていますので、暖冷房がしっかり効くようにあそこにアクリル板を設置するような工事を予定しているところでございます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番　そうすると、今使っているゆめぼけっと、いわゆる図書室というか図書館も併用して使っているわけですが、そこを仕切って放課後児童クラブで使用するというような形になるわけですか。そうすると、中に入っている図書というのはそのままなんですか。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　専用区画につきましては、必要に応じて間仕切れる形で考えておりました、運営に支障がない場合は常に開放しておく。専用区画として半分ぐらい仕切れるような形で考えてございます。

片側に本をある程度集約しまして、また、フロアのほうにも本棚を準備しまして、図書をちょっと移動させるような予定を計画しております。

なお、フロアについては、もう少し読書がしやすいテーブルを準備して、そこも読書スペースとして活用したいと考えております。

○議長　五十嵐健二君。

○3番　放課後児童クラブというのはやっぱり子供たちのためには大変必要なものなのかなと思うんですけども、今まであそこ全体を使って使用していたわけですよね。それに対して何か問題とかなんかがあってそういうふうな形を取るような形になったわけですか。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　あそこはまず図書コーナーとして整備されたものでございまして、その後、放課後児童クラブもあそこで運営するようになりました。その中でやはり図書利用者、そちらにも配慮が必要であろうということと、あとゆめぼけっとクラブのメンバーではない児童が来る可能性もありますので、そういった観点からどちらも使いやすいうように、場合によっては仕切れるように、そういったことで考えたものでございます。

○議長　五十嵐健二君。

○3番　意味が分からないところがあるんですけども、ゆめぼけっとに入る子供たちというのは登録制のような形でやっているわけですか。そうすると、それに登録されていない子供たちは、そこに行ったときにそれを利用できないような形になるわけですか。利用できないようになる。

いろいろ問題があってそういうふうにするというふうな考え方でやっているのであれば、それはそういうふうにしても仕方がないのかなと思うんですけども、俺ら、たまにしか行かないからちょっとその判断はつきにくかったんですけども、子供たちがあそこでするいろいろなやっていると見えてきたんですけども、何か問題があるなというふうな感覚では捉えていなかったものですから、何のためにこれを行うのかなというふうに思ったわけですが、今の説明でそういうふうに区切るということであれば、それはそれでいいのかなというふうに思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと



思います。

また、70ページで使用料及び通信料でW i - F i、その予算を366万円ですか、取ってありますよね。これは小中学校全校生徒に当たる数をこの予算でレンタルされるわけですか。

それと、このW i - F iというのは、タブレットを家で使う場合なんかには使用すると思うんですけども、その貸出期間とかなんかというのは別に設定しないでやるわけですか。

それともう1点は、この366万円というのはレンタルなんですけれども、これ、一連のレンタルなんです。それとも期間が決まったのレンタルなのか、ちょっとその辺のところをお伺いします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 モバイルW i - F iのレンタル料につきましては、議員お見込みのとおり、タブレットの持ち帰りに係る通信手段を確保するための何ですか、モバイルW i - F i、小さい機械になります。こちらを児童生徒分60台準備しまして、年間を通じてレンタルするような予算を計上しております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 1年間のレンタル料が366万円ということなんですよね。それで、これ、W i - F iに入っている人、入っていない人というのがいると思うんですけども、そういった方、関係なく全て貸し出すという考え方でよろしいわけですね。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 議員お見込みのとおり、持ち帰ってタブレットで学習するために使うデータ通信料になりますので、そちらは町のほうで負担したいということでありまして、ただ、使う上では容量をある程度制限した形で考えております。

なお、契約期間は1年間でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 いろんなデータ通信の機器のやり方を学ぶという意味では、子供たち、小学生のときから、小学生だよ。中学生じゃないよね。小学生だよ。いいことなんだろうと思うんですけども、そういうW i - F iを貸してそういうO A機器を持って学習するという、そういう何というのかな、仕組み、体制、例えば学校が休校になったと、いろんな関係ですね。そのときに遠隔事業をやりましょうとか、そういった体制、教える側のほう、そしてどういう考え方でやるかというような、教育計画上できちんとそれをオーソライズした上でW i - F iを貸し出して、こういうふうにご利用させましょう、あるいは学校側のアプローチはこうしましょう、そういったものがちゃんと出来上がった上でこういうW i - F iの使用、無料で貸し出すというような計画になったんですか。ちゃんとそこところは大丈夫なんじゃないかね。

○議長 教育長。

○教育長 ただいまの質問についてでございますが、貸し出す上に当たっては小中学校がI C Tの委員会などを設けておりまして、決まりなどを整備して、その上で貸し出すという方向で同時に進んでいるところでございます。

また、議員おっしゃられたとおり、持ち帰ってリモートで学習を進める、学びを止めな

いというところでは、県内の町村の約7割で持ち帰りがまだ実現していないという実態がございまして、多くの点では家庭の通信環境が整っていないということで平等にならないので、そういうことができているんだということでございます。

なお、家での使用に関しては、指導を充実させて問題にならないように努めていきたいというふうに考えています。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何かいまいち私の質問に答えが出てきていないような気がするんですけども。

コロナ対策でタブレット端末を無償といいますか、教育現場において、そして万が一感染がひどくなって授業ができなくなった場合には遠隔でも授業ができるよというような仕組みもつくっていかねばならんということで、コロナ対応でタブレット端末を各1台ずつ配ったというような経緯があるんですよね。

だけれども、そのときに議論したのは、いや、タブレットを配ったって、本当にその家にネット環境ができてWi-Fiがあるのであればそれは通信できるけれども、なければ駄目なんじゃないのと言ったときに、もうほとんどの家庭では備わっていますから大丈夫ですという話だったんですよね。だから、そういうことも踏まえると、何で今さらWi-Fi貸出しなのという感じがするんですけども。

○議長 教育長。

○教育長 先ほども申し上げましたとおり、マスコミ等で見るとリモート学習が進んでいるような感じなんですけど、先ほども申し上げましたとおり、福島県内では町村の約7割で持ち帰りがまだ進んでいない。それは、家庭での通信環境が十分に整っていないので不平等になってしまうと。（「いや、だから、うちのほうは整っているというの」の声あり）うちですか。（「うん」の声あり）うちのほうは二、三割の家庭がそろっていないというアンケートの結果が出ております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 タブレットを持ち帰って子供たちが帰って学習するというのは大変いいことだと思うんですけども、学校、中学校、小学校、そうなんですけれども、教育方針として一応休んだ生徒でも、何かの理由で学級閉鎖だとか学校閉鎖だとかが起きた場合にそういうものを利用して学習するというのも大変必要なものなのかなと思うんですけども、町として現在タブレットを使用して学習というか、そういった教育方針というか、そういったものも取られて今のことを進めてられるというふうに私たちは考えていいわけですか。学校そのもので進めているということでもいいわけですか。

○議長 教育長。

○教育長 これは国のGIGAスクール構想に基づいて、福島県、そして市町村が進めているということでございまして、1人1台端末は令和の学びのスタンダードということで国が進めております。

先ほど質問がありましたとおり、もともと5年間をかけて3人に1台という構想で進めていたんですけど、コロナになって3人で1台というのは一番3密になって悪いという状況になりまして、急に1人1台ということで令和2年ですかね、急に始まったという制度でございまして、それに基づいて今のところやはり自治体によってかなり差が出ているとこ

ろでございます。

三島町においても、ほかのところに遅れないようにこの1人1台端末を効果的に利用して、授業中でも、そして機会があればもう既に持ち帰りも進めている学級、学年はありますので、効果的に進めていくというふうに進めるように指導しているところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 国の方針に基づいて、家庭までも持ち込んでもいいようなふうにするところがまだなかなか全国的にも進んでない。福島県でもまだ7割は持ち帰って駄目だみたいなことになっている。そこはそこ、それは置いといて、持ち帰って学習をする場合の学校の教育体制、要するに持ち帰ってこういうことを勉強するんだよ、あるいは学校側からはこういうのをネットに上げておいたから、それを十分読みなさいよだとか、そういう何と言ったらいいんだろうな、教育上の方針なり教える側のほうの体制はそれに合わせてできているんですかという、こういうことをずっと聞いているんですよ。

○議長 教育長。

○教育長 国としても県としても、やりながら整えていきなさいという方針は出ていますが、うちの町としては整えて進めているところです。

今度の予算でもeライブラリというこの家庭学習でも用いられるアプリを中学校は既に導入しておりまして、今度、小学校もそれを導入して、いつでも自分のペースで家庭学習に利用できるようなものを入れることになっておりますので、そのような体制で進めているところです。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 もう中学生は始まっているんですね。そうすると、例えば塾の何とかに加入して、それ、配信を受けてやるなんていうことも、それもオーケー。塾の何か有名な講師とかなんか、そういうのを勉強すると合格率が上がるとかなんて、あるじゃないですか。そういうのもオーケー。金は保護者が払うんだよ、もちろん。学校に。

○議長 教育長。

○教育長 その点についてはちょっと、その点まではちょっと考えておりませんで、eライブラリというアプリを基に自分でできるという体制で進めたいと。ちょっと塾の点については考えていないところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 いや、Wi-Fi環境を整備して、そこでまた貸し出すということは、要するに全世界とつながるネット環境ができたというのと同じなわけですよ。買物もネットでできるし、そういう塾の受講の申込みだってそういうものでできるわけですよ。そういう、どこまで許すのという、そういう決めもあってやっているんでしょうねと。

eアプリは分かりました。ただ、それだけでそのパソコンというのは完結しないですよ。

○議長 教育長。

○教育長 これから指導の問題もいろいろ出てきまして、決まりもつくっているわけではございますが、制限をかけながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 中学校のほうでは始まったという話なんですけれども、やっぱりそういった制限とかなんかをかけてやられているのか。それとも、やっぱり私たちが一番心配するのは、インターネットでゲームなんかが始まったんでは、やはりその目的にはそぐわないような話になりますので、その辺の制限というか、何というんですか、インターネット上の制限とかなんかという形ではなくて、ただ子供たちにこれに使っては駄目だよとか、こういう使用しては駄目だよというような指導をされているのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと。

○議長 教育長。

○教育長 その点は指導しながら、決まりを設けながら進めているところでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 指導してもなかなか守られないというのが現実でございますから、何というのかな、ルールをきちんとおつくりになられて、保護者の方にも十分説明をして、設備的にもできる範囲とできない範囲というような、例えばスマホだったら何歳以下だったらこういう情報は入れないとかなんていう、機械的に制限することもできるわけですよ。そういうことがきちんと環境的にも整ったやり方でぜひスタートしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 ちょっと分からないというか、納得できないところがあるんですけども、50ページの保健衛生費の中に報償費として保健対策推進協議会委員7名というやつがあるわけですけども、これ、報償費の中に1名あるんですよ、同じ名目で。これは同じ委員ではあるけれども何というんですか、その対応が違うような形のような感じはするんですけども、これ、どういうふうな理由で別になっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと、もう1点いいですか。46ページの扶助費、テレビ電話の緊急通報システム191万2,000円ですか、これ、今使っているテレビ電話のことだと思うんですけども、今使っているやつはもう部品もなくなって、もう故障したらそれで終わりだというふうな説明を前受けたんですけども、ここでこの予算を取っている理由は何なのか、ちょっとその辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長 町民課長。

○町民課長 まず、56ページの保健推進協議会委員の7名の3万円と、保健推進員28名の81万2,000円でございますが、まず上のほうは、これは保健推進協議会というのがありまして、その会議をする場合に委員に対する会議の謝金が3万円という形でのっております。下の保健推進員というのは、各地区から保健推進員を任命しておりますのが28名いますので、これの年額報酬2万9,000円の……（「それではなくて、報酬と報償費ね」の声あり）

こちらのほうについては、保健推進対策協議会の委員の報償金で、こちらはこの保健推進員とは違う方に対する委員の謝金を払うという形で3万円を上げていて、報酬については今ほど申し上げました28名、各地区から上がっております年間報酬という形で上げている。（「7番目の報償費の中に同じ名前でも1名入っているんですよ。それがこの上に上がっている同じ名前の役職の人とどう違うのか」の声あり）

- 議長 町民課長。
- 町民課長 下の報償費については、外部から呼ぶ場合の先生に対する謝金という形で1名分を上げているという形で考えております。  
あとは上のほうにつきましては、条例で定められている委員の方々に対しての7名分と  
考えております。
- 議長 2点目。
- 町民課長 46ページのテレビ電話緊急通報システムは、こちら、端末のテレビではなくて  
アイネットに登録している方の通話システムに対する扶助費という形で上げているもの  
でございます
- 議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。
- 3番 先ほどの保健対策推進協議会ですか、これ、外部から1名を呼んでいると言うん  
ですけれども、これは年に何回ぐらいの会議があるわけですか。
- 議長 町民課長。
- 町民課長 年1回開催しております。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。
- 2番 まず、これから歳出面でいろいろ配慮しなければならないことで、一番はうちの  
町が一番遅かったんだろうと思うんです、県内でも策定するまでが、個別施設計画。繰越  
しまでしたから一番遅くなったんでないかなと思うんですけれども、それはその前に公共  
施設等総合管理計画というのをつくっていて、それは全体的な計画なんだけれども、その  
後で今度はじゃあ個別にどうするんだというのが個別施設計画だと思うんですが、これに  
ついては議会は全く説明を受けておりませんが、今その進捗状況等、取扱いについてはど  
んな状況になっておりますか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 こちらの個別施設計画につきましては、10月に報告書が上がってきてござい  
ます。（「10月」の声あり）はい。その中でいろいろ町のほうでも調べているところでご  
ざいまして、議員の方々にはこの年度にご報告申し上げたいと考えております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 その内容というのは、具体的、個別ごとに言うんじゃなくて、どういう目的でど  
んな内容の計画なのか、そしてそれを今後どのようにして取り扱うかというか、実現する  
かとかということになってくると思うんですけども、そのステップというのはどういうふう  
になっていくか、今の役場の考え方、方針としてはどうなっているのかをお伺いしたい  
と思います
- 議長 総務課長。
- 総務課長 こちらの個別施設計画につきましては、計画期間が令和4年度から令和13年  
度というふうになってございます。  
その中身につきましては、三島町公共施設総合管理計画というものが平成28年3月に策  
定されておりますが、その中の個別施設について今後どうするかというようなことでこの  
計画にのせているという状況でございます。  
その内容につきましては、まず公共施設、今対象としておりますのが95施設120棟ほどご

ざいます。こちらの公共施設について現状把握、今現在どういう状況にあるかということにつきましては目視という確認方法でございますが、目視によって現状把握を行い、今後どうしていくかにつきましては、この計画をつくるに当たってはコストの削減ということを目標にしてございますので、これまでですと公共施設全体として一般的に50年というようなことで計画してございますが、こちらの計画によりまして長寿命化を図るという取扱いにして、80年を目指してはどうかというようなことで計画上定めてございます。それには20年ごとの大規模改修等々ございますが、40年目に長期化改修というものを行って、60年目にもう一度改修で80年までもたすというような中身で構成されているところでございます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　公共施設、いろいろ改修していて、具体的な計画がまだきちとなっていない中でも急がなければならないものはあるわけだから、そういう意味で公共施設の改修とか補修だとか、そういったものを行っているんだろうと思いますが、例えば30ページの集会所の改修等1,200万円、これはどこの集会所、「等」とついているからほかにもあるのかな。具体的にお知らせください。

○議長　総務課長。

○総務課長　こちらにつきましては、滝谷集会所を想定しておりまして……（「滝谷」の声あり）ええ。こちらは長寿命化という観点よりは、男女共同のトイレを別々にするような地区要望の関係で計画させていただいたところでございます。

そのほか、今現在は集会所等となっておりますが、名入集会所前の広場の舗装、これについても地区要望で上がっていたところ、あとエアコン設置という要望の出ていた集会所等での……（「どこ」の声あり）エアコン設置は大登と滝谷集会所という部分で予算計上をさせていただいたところでございます。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　そこで、地区要望という言葉が出るなというふうに思っておりましたので、改めて今の総務課長と約束したことなんですが、地区要望の採択基準を町民に分かりやすくつくってくれ、優先順位のルールについても併せてつくってくれ。「分かりました」という答弁は今でも記憶にございますか。

○議長　総務課長。

○総務課長　「そのように」という答弁をさせていただいたと記憶しております。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　その策定状況はいかになっておりますか。

○議長　総務課長。

○総務課長　その基準のところまではまだ達していない状況でございます。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　多分半年が過ぎているんじゃないかなというふうに思いますが、いつまでにつくるつもりですか。

○議長　総務課長。

○総務課長　やはりこれまでそういった基準というものもなかなかなかったというところ

から、どういった基準で進めればいいのかということでなかなか難しいところがございますので、今年度この当初予算が出来上がった暁には次年度中にそういった方向を定めさせていただきますというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何かちょっと今年度と次年度中というのがよく分からないんだけど、予算は次年度というか、令和4年度の予算なんだけど、その次年度と言っているの。

○議長 総務課長。

○総務課長 令和4年度中ということでご理解いただければと思います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 これこそ地区の総会でみんなからいろんな話が上がってくる中で、「分かんねえぞな」という話を議会の場でお話をして、それからもう私としても1年たつわけ。だから、そんな次年度中になんていうことじゃなくて、やろうと思えばできるでしょう。そんな、また1年をかけるというのは、ちょっとこれは議会に対するその答弁をしたこともやらないというのは、ちょっと誠意に欠けるんじゃないかと思うんですが、もうもっと早く、地区要望のもう既に箇所づけまで今年の当初予算には幾つか上がってきているんでしょう、今のお話を聞けば。やっぱり早急につくるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 努力はさせていただいておりますが、なかなかやはり一概には難しいので、何度か協議等もさせていただきながらつくり上げてまいりたいというふうに考えております。

ただ単純に一律の基準というのなかなか難しいところがあると思うのです。集会所関係であれば、建築年度から追って改修した年度が幾ら、何年度なので、次はどこの集会所というふうには分かりますけれども、そのほかの一般的な地区要望で林道の舗装が必要だという部分であったり、様々な建物でないような部分も……（「もちろん」の声あり）そういったソフト分につきましてどういった基準でというところがなかなか難しいところがあると思いますので、そういったところで多少お時間をいただければというところがございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 私の感覚では、多少の時間はもう既に経過している。それをさらにもっとあと1年延ばせというのは、ちょっとこれはひど過ぎませんか。早急につくると、そういう答えにならないんですか。例えば6月補正前にはきちっと協議しますとか。

○議長 総務課長。

○総務課長 これまでもやはり様々な方がそういったところで悩んできた部分があると思いますので、一概にいついつまでというのは非常に今の時点では難しいところがございますので、議会の皆さんと協議をさせていただきながら次年度中につくり上げるというような方向でご理解賜りたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。大竹克昌君。

○8番 農業法人運営支援事業1,000万円について詳しく説明を求めます。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 農業法人支援補助金、これは毎年、上限ということで1,000万円ほどを計上させていただきます。農業法人、耕作をしていない、保全管理といって全然、草刈りだけをやって手入れもする水田、こちらについて大体半分、12町歩ぐらい預かっている半分が保全管理で収益性が上がりません。そちらのほうを会社のほうで保全管理、所有者ができないので会社が代わって保全管理をするのに当たって必要な経費等がありますので、こちらについて例年1,000万円を上限として上げております。

今までは1,000万円全部補助金をもらっていましたが、令和3年度については900万円の補助金の支出ということで、補助金の軽減に努めるよう今後とも考えていく予定であります。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 今の件については、ぜひ決算額といいますか、何にどう使われたのかというのを報告していただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

1,000万円が継続されたのは、過去3年ぐらいに遡っているのかな。それについて報告をしていただけますでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 補助金なんですけど、1年目、平成27年度に運営補助金ということで1,500万円……（「後できちっとしたペーパーで欲しいということで」の声あり）それは議会の皆さんにですね。はい、分かりました。

○議長 大竹克昌君。

○8番 桐の里産業の1,000万円の件なんですけれども、これはあくまで桐の里産業ではなく、ですよ。（「はい、そうです」の声あり）今現在、桐の里産業さんのほうに昨年度、その前からか、いろんな課の労務班だの、ごみ、スタンド、いろんな方が桐の里産業の社員という形を取って今おられるわけですよ。そういった方たちのいろいろな細々した何というんでしょうか、かかるお金はこの1,000万円には含まれていないということですよ、今現在。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 桐の里産業、現在ですと農業班、ごみ収集班、まき作業班、事務管理・町道管理班、スタンド等がありますが、この農業法人支援補助金につきましては農業班のみの補助金として、ほかの部門についてその補助金を活用しているわけではなくて、あくまで農業部門だけの補助金です。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 2時15分まで休憩といたします。（午後2時05分）

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。（午後2時15分）

歳出の質疑を続けます。

二瓶俊浩君。



○6番　それでは、今、当初予算の一般会計をやっているものですからお伺いたしますが、令和2年度の三島町の歳入歳出決算書の意見書ということで、9月に三島町の監査委員から提出されているものの中に、今ほど大竹議員から話がありました美坂高原、そして町出資法人の桐の里産業の育成について指摘されております。

これは令和2年度のものでありますから、令和3年度の9月に出るものですから、令和3年度の予算には間に合わないんですが、令和2年度、令和3年度、令和4年度、今この当初予算をいただいているわけですけれども、予算的に大きな差はありません。内容も変わっておりません。

ですが、ここに指摘をされていることに対して、監査委員から協議するような点を出されておられるんですが、どのようなことをされておられるのかお伺いたします。

読もうかい。分かるべ。

3点指摘されているんです。それが1つはバス、町営バス、2点目は美坂高原、バスのときにまた同じ質問させていただきますが、3点目は今のやつで、2点目の美坂高原については、「昨年度からニンニク栽培や町の伝統工芸品の重要な原材料であるヤマブドウズの本格的な栽培が始まり、一部での利活用が見られるようになりました。また、地元地区でのグラウンドゴルフ、学校の学年行事、一般のキャンプ等の利用が見受けられますが、利用者数としてはまだまだ少ない状況であります。毎年多額の借地料と管理料がかかっていることから、様々な角度から検証を行い、有効な利活用を望みます」というのが美坂高原についての1点でございます。

今年は星空を見る会というようなことでありますが、私は一過性のものになるかなというようなことがありますので、それも一つのことになるかと思いますが、まだまだ有効な利活用というような観点からの検証は行っていないのではないかと思いますことと、3点目は町出資法人桐の里産業株式会社についての育成ですと。

「売上げは町からの様々な事業委託により伸びていますが、本業である農業は依然として赤字の状態です。水稻以外でも様々な園芸作物等の栽培、販売により収益を少しでも上げる努力を行い、町の補助金に頼らない経営力の強化を望みます」という意見書が提出されております。

当然、年間の意見書を9月に提出されているわけでありまして、半年以上の期間は、令和4年度の当初予算を組むに当たっては当然期間があったわけでありまして、これをどのように町は検証し直したり、議論といいますか、協議をしてこられたのかということをお伺いたします。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　令和2年度の決算におきましては、昨年9月の議会のほうでもご報告させていただき部分でございますが、それ以降ということで、先ほど大竹議員からのご質問にもお答えしたとおり、なかなかどういうふうに使ったらいいか、やはり花という部分でヒマワリも何とか、毎年議員の皆様にもご説明して現場でも見てもらっておりますが、なかなか誘客に至るまでの花が咲かないというか、時期もちょっとずれたりということもありまして、どうしてもそこがどうなのかということも今ちょっと議論はしているところもあります。

どうしてもやはり人を呼ぶことに関しては、何もないところではなかなか難しいということで、何か催事的なことができないかということで協議もしているんですが、なかなかどう取り組んでいいかという部分もありまして、それこそ人がずっといなければいけないのか、また、お金が相当かかるんじゃないのかということも、いろいろ組織を持って話していないというところがありますが、担当であったり、いろいろな会議の中で話をしているんですが、どうしてもそこへのちょっと答えが見つからないところに今回、今、二瓶議員がおっしゃられた星空事業であったり、工人まつりの代替イベントとして美坂高原を活用しながら何かイベントを開催して人を呼び込めないかということが出てきましたので、こちらは一過性にならないような形でということで、それにはやはり先ほど言っているとおり誰かが運営する、誰かがそこを有効活用できるという形も含めて、そういうイベントを開催して人を呼ぶことによって、そういう方向性が見えてくればというふうに考えております。そういう協議をちょっと継続、今になってという形になりますが、新年度予算に向けてのちょっと話が進んできたところでございます。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 どのようにしていくかということ望まれて書かれておるんですが、やはりどのようにしていくのかということについて協議をしたり検証したりすることが大事なことであるので、これが提出されてから、全庁であるのか、課長以上の者であるのかは別にして、実際にじゃあこの問題について向き合って協議をされたのかということなんです。提出されても何もされなかったら、意見書をいただいても意味はないんですよ。それに対して予算を組んでいくんだということになるんだと思います。

さっき最初に申したように、その予算が令和2年度も令和3年度も令和4年度も丸々同じなんです。美坂高原の経費にしても、桐の里産業の経費にしても、今1,000万円のが出ましたよね。努力して100万円ほどにしたというようなことなんです。同じなんです。

だから、それが、意見書を出されたのだから、じゃあどのくらい、数でも答えることはできるものであって、毎週やっているのか、月やっているんだと。ただ、結果としてまだまだ出ないというのはあるかとは思いますが、その姿勢があったんですかという質問なんですけれども。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 姿勢として、美坂高原を何とかしなければいけないという部分で担当課としては話をしているところですが、ちょっとなかなか答えが出せないという部分ではあります。

町として、今、二瓶議員が言われたとおり、定期的にやっていたのかということ、そこはまだちょっと担当者のほうから有効な事業的な部分を提出できないという部分もありましたので、町のほうの町長を主とする会議の中には言っていない状況でございます

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 美坂高原については、私も一般質問の中で大分前に花をやっていくんだと。方針を決めなければ駄目だろうと。どのようにしていくんだ。そのためにはある程度お金を使ってもやると決めたら、やらなければいけない。でも、かけていっても無理であるならば、やめるというようなことも入れながら検討しなければならぬのではないのかというよう

なことで質問させていただいたことがあります。

実際、美坂高原に行ってみまして、皆さんも花が咲いて行っておられるのかどうかは分かりませんが、ヒマワリをやっています、ヒマワリをやっていますと言いますが、あのときも話をしましたけれども、あのヒマワリで人が行きますかということもそのときに言わせていただきました。そのときに郡山の布引高原だったかな、あそこ、ヒマワリですごいですよね。ヒマワリだけです。コスモスもありますか。そのようなことも例に挙げながら話をさせていただいたこともあります。内容も含めてやはり前向きに向かってやっていくということで、何か思いつきのようなことでやっていたんでは何年たっても同じになってしまうのではないのかということをお願いしたいということで、意見書も出ておりますので、やはりそこも監査の方々もやはりお金がかかり過ぎているんだから町として考えなければならないんだよと予算編成に当たってのことを言っているわけですから、大事にさせていただきたいなと思います。

次に、これは9月の一般質問でもさせていただきましたが、観光のPRであったり地場産品のPRですね。大変町は力を入れておるんだということで質問をさせていただきました。ただ、これらには補助金であったり委託金ということで、つまり税金が大変使われております。予算も毎年大きくなっております。500万円単位のもので、ぼんぼんぼんという形で上がっておると。

ただ、町民の方々があまりこれらの事業については知っておりませんよということ。そして、町はこれらについて何をしたいのかと。そのためには何を今しているのかということを知っていただくためのシステムのようなものを構築して、町民の方々へ周知する。かつ、意見等をいただくというようなことが大切ではないのかというような質問をさせていただきました。

そのときの答弁は、やはり情報公開というか、町民の皆様からも知りたいという要望があるので、そこら辺をどのような形にすればいいのか検討してまいりますということで返答をいただいております。

本年も農産物の販売拡大であったり地場産品販路拡大事業というようなことで590万円、約600万円の予算も上がっております。そのほかに観光PR等の予算も上がっておりますが、半年前、9月の議会にさせていただいた、町民の方々に知っていただくためにどのようなことをして、令和4年度はお知らせをするなり参加していただくと、理解をいただくというようなことのために、どのようなことをしていく検討をされたのかお伺いをいたします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 9月の一般答弁でお話ししたとおり、基本的にはやはり、やった事業に関しましては町の広報紙を使いながら皆様にご説明しなくてはいけないかなというふうに思っております。あとはホームページもありますので、紙だけではなくてそういう情報ツールを使ってPRというか、事業報告をさせていただければなと思います。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 といいますと、町の広報紙とホームページで情報公開を町民の方々に令和4年度からしていくということでしょうか。

このPR活動も1回ではなくて何回も出てくるわけですよね。当然、経費等もそれに絡

ることができます。非常に費用対効果の見えない事業であります。お金を大きく予算化してありますけれども、じゃあ実際にそのためにどれだけかかっているのかというようなことも非常に分かりにくい事業でありますので、建物とか解体とありますと、大体というか予算は出て、これを建てるのにこれだけかかったんだ、これを壊すにはこれだけというのは分かるんです。非常にこれは目に見えないんです。そういうこともしっかりと町民の方に知っていただくということをしっかりと明示していただいて、情報公開に当たっていただきたいと思えます。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 なかなか観光だけではなくても、いろんな部分もありますので、どこまで情報を載せるという部分も精査しながら対応してまいりたいと思えます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 町長、今年は例年より雪が多かったですね。ようやく暖かくなって、がくんと雪も減りました。でも、一時期は非常に除雪で苦労した時期でした。除雪に対する不平不満といいますか、ご意見というのは毎年いろんな形で出てくるんだろうと思うんですが、今年は特に多かったんじゃないかというふうに思います。

除雪を専門にやっていらっしゃる方から話を聞いても、いろんな話が出てきていると。こういう状況でございます。宮下のおそれも、放置した家が潰れて土木事務所が片づけなければならないというような事態も起こりました。

そこで、もう忘れてはいないかと思えますが、除雪計画というものをつくると。それは昨年度の前年度の雪のときの話でありましたけれども、改めて雪の時期になってどうでしたかとお伺いしたらば、まだつくっていないと。だけれども、これからつくると。きちんと指示をするということでしたが、結果、どのようになっているのでしょうか。

○議長 町長。

○町長 只今二瓶議員のほうからご指摘あった、非常に雪が多くて、今年は私も機会があればちょっと見たりなんかはしております。そういう中で生活も大変だなというようなことで、例えば除雪計画と、もう1点というのは例えば克雪・利雪計画というのがあればいいなというようなことで、何とか令和4年度の冬期間までには何とかつくってきたいというふうに、例として新潟のほうにありますので、それもちょうと私のほうの実態に合うように変えて計画書をつくって、その計画に基づいていろいろな除排雪をしていく、あるいは克雪の何というか、あれをしていくというようなことでしたというふうに考えてはおります。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 克雪、利雪のことは長期的な視点に立たないとなかなか難しいから、当面、生活者が困らないように除雪計画を先に立ててくれというお話もしました。すぐにつくると。前はそういう発言だったのが、また1年延びたというふうなことでですか。

答弁した内容は議事録を読めば分かるんですけども、すぐつくると。1年間待ったんだから、きちっと指示してつくるというふうにおっしゃったんですよ。それ、また来年度までの雪の時期までにつくるというふうに、今の答弁は延ばすということですか。

○議長 町長。

○町長 延ばすというよりは、あの時点ではなかなかつくるといった約束は、令和4年度の冬期間までにはつくるといふようなことで私は答弁したつもりでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そのときに私、いろんな課にまがりますよねと。だから、みんな力を合わせないと駄目なんだけれども、やっぱり一番の頭を決めておかないとならないよねという話がありました。

それで、総務課に行って「あの話って町長から指示あったのかい、誰が責任を持ってやるということになったんだい」という話をいたしました。そうしたら、総務課長は何かちょっと逡巡していたようですが、「総務課で命を受けました」と、こういうふうに話をしておりました。ですよ。総務課長はいつまでにつくれと。今の町長の来年度の冬までにつくれというふうに指示を受けたんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 いつまでという明確なものというよりは、なるべく早くということで指示を受けたと記憶しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 やっぱり議会でも質問すればいいという問題ではなくて、やっぱりその問題というのは常に意識して追っていく。言うだけ言わせておけばそのうち忘れるものではないんです。必ず覚えているんです。

だから、ぜひ早めに本当につくっていただきたい。それは、私もいろんな意見があります、いろんな人の話を聞いた話の中から。イメージもそれぞれあろうかと思えますから、すり合わせをしながらやっていければなというふうに思っております。これは本当に、来年も今みたいな状況だと、本当に今、高齢化して大変ですから、本当に一日でも早く安心してもらうためにも、調整も必要ですから、つくるようによろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 町長。

○町長 私もやっぱり除排雪の問題というのは非常に生活する上で一番大切だということ、ただ、細かいもの、例えば助け合い事業だとか、あるいは社会福祉支援に書いてある除雪の体系だとか、そういうのはあるけれども、全体としての何というか計画というのがありませんで、本当に令和4年の降雪前までにはつくります。（「それは認識は同じです」の声あり）ええ。（「そうなんですか」の声あり）そして、なおかつ私は必ず議会が終わって私の約束したことは書いておいてくださいということで、各課長には指示してありますから、その辺はよろしくお願ひします。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 いや、久しぶりに前向きな答弁を聞くことができたなと感心しております。でも、これ、やっぱり言ったことは実現しなければ、結果を出さなければならぬわけですから、ぜひ早め早めに動いて指示をしていただきたいし、総務課長においては、私もいろいろイメージがありますから、もしよかったらテーブルに着いてお話ができればいいなというふうに思っております。

そこで、除雪でロータリーを買いますよね、何かローリー車を。3,850万円で。65ページ

かな。これはあれですか。どんなローリーというか、今のやつが駄目になったとか、あと誰が使うものなのかということをお教えください。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 ロータリー除雪車につきましては、現在、町保有のものがありますが、26年ほどたつてブレーキ等の部品の交換ができないということで、危険があるということで今年ロータリーは稼働していません。その分、高清水橋の歩道とか、その辺の除雪については、県の宮下土木事務所のほうで建設業協会のほうに委託を切り替えて頼んでいます。今までですと桐の里産業でやっている除雪の中でロータリー除雪班というのを設けて稼働しているところです。

ロータリーの幅については、1メートル50センチぐらいの、そんなに大きなやつじゃないんですが、幅1メートル50センチぐらいのロータリー除雪機械なので、それと同等のものを、今回更新を予定しております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 町民課のほうにちょっとご質問させていただきます。暮らしの23のほうに高齢者の保健事業と介護予防の一体事業の中に訪問指導の強化、KDBシステムを活用した高齢者に対する個別的支援ですか、これは予算は上がってないんですけども、これ、ここに書いてあるとおり、いわゆる高齢者の方が自立で生活できるようなそういった体制に持っていく、いわゆる介護状態をなるべく少なくしていくというような事業だと思うんですけども、いわゆる戸別に訪問して個別に指導するという話なんですけれども、高齢者の方々のそういった情報ですか、そういったものは町民課のほうで全て把握しているわけですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 こちらのほうの具体的な訪問実態という、KDBを活用した具体的な施策ということですが、こちらのほうについては包括支援センター等と連携を取っておりまして、毎月、地域ケア会議というものを開催しております。この中でおのおのケアマネジャーさんたちも集まり、県立宮下病院、桐寿苑のほうのケアマネジャーさんも集まって、毎月、高齢者の方々の情報共有という形でのケア会議を開いております。

この中において、なかなかちょっと大変になってこられたなというような高齢者の方をピックアップして、おのおの、我々のほうではそちらのほうについて家庭訪問という形で訪問させていただいて、今後の状況ですとか生活の状況、場合によっては、もし介護の認定を受けてない場合については介護の認定を受けるように手配を取りながら、どういったサービスを使っていくかとかというようなものを常に行っておりますので、今年度につきましてもそういったデータの的なものも含めて、介護だけではなくて国保、様々、後期高齢者医療も含めて合同的な形の中でそういったローラー作戦を展開していくというような形で、極力、介護予防または医療費も削減できるような対策を取っていくというような方針で考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 この事業というのは、いわゆる健康な高齢者と、今、要介護でそういうサービスを行っている方の中間に当たる方による対策ですよね。そういったことを考えると、この事業というのは、高齢者を自立して生活できるような形に持っていくことも大切な事業の

一つですし、もう一つには介護保険料の低減というのも考えられるんですよ。

ですから、これ、ずっと以前からこの重点事業の中に入っているんですけども、何げなくさらっと入っているの、私たちもどれだけ重要な事業なのかというのはあまり認識はしていなかったんですけども、できればこれからは、前、全員協議会のときも言ったと思うんですけども、いろんな健康教室なり、そういう教室の中で男性の方が非常に少ないんですよ。ですから、いろんな方法で男の方にその中に入っていただくというのは、男の方も女の人ばかりのところに行くのは抵抗があるのかどうか分かりませんが、なるべくやっぱり男性の方にもそういったものに参加していただいて、今、ウォーキングなんかをやっている男性の方も結構いらっしゃいますので、そういった方も中に入ってきてやっていけるような状況にしていきたいということと、やはりこの事業というのは大変大切な事業だと思うので、今後とも包括支援センターのほう、そして町のほうといろいろ連携を取りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

あと、もう1点なんですけれども、会計年度任用職員、90ページですか、本年度、前年の人数は33名で同じなんですけれども、報酬で591万9,000円、手当のほうで137万3,000円、共済費ですか、これも入って814万7,000円ですか。この増額というのは、今後増えることも見込まれるわけですよ。結局、会計年度任用職員は職員に準じるわけですから、1年勤めて、次のまた契約で2年目に入れば2年目は若干給料が上がってくるというような形になると思うんですけども、これ、実際には国の働き方改革でこういうふうに進めてきたと思うんですけども、これ、国のほうからの交付税による補填とか、そういったやつはないわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 一般的に今まで臨時職員と言われていた方々を会計年度任用職員として雇用するということで、国からの特別なそういった支援というものは特別ございません。

ただ、会計年度の中にも地域おこし協力隊ですとか、そういった部分も含まれますので、そういった方々に対しては特別交付税措置というものがございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 結局何の負担もないということは、ほとんど町の経費で行っているということですよ。今後これが膨れ上がったときに、町のほうとしてはいろいろな財政面で問題とか、そういったことにいろいろ関係してこないのかどうか。

人件費というのはやっぱり予算の中で一番大きいのかなというふうに考えるわけですけども、この中にどのぐらいの協力隊が入っているのか、ちょっとその辺は詳しいことは分かりませんが、いわゆる職員手当が出ているやつはいわゆる会計年度任用職員として、協力隊でない方々の経費ですよ。結局これが1年、2年目、3年目というふうに継続して行っていけば、それだけ給料も上がる、この職員手当も上がっていくのかなと思うんですけども、そういった時点で、町としてはいろんな経費を節減しなければならないという中で、これが増加していくことに対しての町としての考え方をちょっとお聞かせ願いたいんですよ。

○議長 総務課長。

○総務課長　やはりこちらは事務事業全体に関わってまいりますし、定員管理という部分にも関わってまいります。そういった意味で事務事業の見直しというものはふだんから実際行っていかなければいけませんし、行財政改革というところについても常に人件費の抑制と。そういった部分で考えていかなければいけないというふうに認識しております。

○議長　五十嵐健二君。

○3番　前、この会計年度任用職員に変わるときに、どこの市だったかちょっと忘れたんですけれども、やっぱり人件費の問題で職員を臨時に雇っているところが非常に多いというところがあったんですよね。それが会計年度任用職員になってから、やはりその経費が増えて今後どうしていったいいかという、人数を少なくするか、そういった問題にも直面したというような、新聞で読んだような記憶もあります。

ですから、今後の問題としてこれを国のほうに要望するとか、1町ではこれは無理なのでほかの町村、ほかの町村も多分この経費が上がるということに対してはやはり敏感になっているのではないかなと思うんですけれども、そういった意味でも国で行っている政策なので、やはり国のほうで補填していただくのが私は筋なのかなというふうに考えるわけですよ。ですから、国のほうへの働きかけというのは今後ないのかどうか、その辺のところもちょっとお聞かせ願います。

○議長　総務課長。

○総務課長　やはりこの職員の関係というのは公務員全体のことになると思いますので、1町だけではなく、地方公共団体の6団体とか、そういったところで問題と認識されていれば、やはり国のほうにもそういった財政支援というものはあるかと思います。

ただ、今現在では交付税という部分について様々な点で計算がされております。人口は基準となりますが、いわゆる何々に係る経費についてはどういったところで費用がかかるかということから交付税は算定されておりますので、国のほうとしてはそういった部分で手当てはしているというような回答なのかなと思いますけれども、全国的な流れの中でそういった地方行政に対する人件費というか、よい行政を行うための確保事業というようなことで国のほうに要望できればというふうに考えるところでございます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　当初から予定していた質問なんですけれども、地域おこし協力隊が款項で言うところの項目ごとに結構ざらざらざらと出てくる。今のお話を聞くと、会計年度任用職員に地域おこし協力隊の数も含まれている。今回の地域おこし協力隊は新規分も何人も何人も要求がされている。しかし、本年度と前年度の再任用職員の数は同じになっているということをお勧めして、地域おこし協力隊の今要求している人数は何名で、どの業務に就いていて、それは新規募集なのか、あとは既にもうやっているからその継続なのかというふうに色分けをすると、どういう姿になるんでしょうか。全部これ、それぞれにあったら分からないんですよ。

○議長　総務課長。

○総務課長　申し訳ございません。ちょっと集計した表がございませんので、今、後ほど集計を取ってお知らせしたいと思っております。

○議長　二瓶辰右エ門君。



○2番 そのときに会計年度職員にも地域おこし協力隊が入ると言っていましたよね。でも、数が変わっていないということは、会計年度職員に入らなければならない協力隊と、入ってはいけない協力隊というふうに分かれるその分かれ目というのは、何か仕事の違いなんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 基本的には地域おこし協力隊も全て会計年度任用職員に入ります。（「けれども数が同じ」の声あり）任期満了で辞める者もおりますので、そういった……（「だけれど当初予算では多くなっていない、去年より。なっていないの。新規がいっぱい見える、例えば農業なんかは新規だよ」の声あり）昨年も要求段階ではおって、結局採用されなかったというところで、当初予算上はのっかっていたのかなというふうに考えておりますけれども、ちょっときちんとした集計表で後ほどお示ししたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 ずっと細かい話を聞くとちょっと飽きてしまうので、話題をちょっと変えてみましょう。町史編さんが行われております。三島町史というのは、私の記憶では小学校何年生の頃だったから、昭和40年代にできたものが現存の三島町史でございます。今、新たな町史の編さんに取りかかっているわけなんです、教育長がブリーフィングを受けている範囲で結構でございます。なぜ新たに町史を編さんしようとするのか、そしてそれはどんなきっかけでそうなったのか、経過はどうなのか、いつまでにどんなものの資料をそろえながら策定するのか等々について、あくまでブリーフィングを受けている今、教育長の頭の中にある限りで結構ですから、どうぞご報告してください。

○議長 教育長。

○教育長 町史編さんにつきましては、現在、第1冊目の資料編近世が平成29年度に刊行されたということでございます。これにつきましては、三島町でも新たに町史について近世の資料編ということをもまず発行して、資料編を近現代集落史と出していきながら、第5冊目の通史編を完成するという計画において、新たにこの町史編さんが始まったというふうに聞いているところでございます。

町史編さんについて、編さんの期間は最初の計画ですと平成33年までということですが、町に暮らす地域住民の視点を重視しながら編さんをより進めていくということで編さんを聞いているところでございます。

町史編さんは、平成22年に三島町の歴史文化基本構想の文化戦略の中に掲げられまして、平成23年度から始まった第4次三島町振興計画にある美しい地区づくりの主要事業として取り上げたということでございまして、地域に根差した歴史、文化を掘り起こし、広く活用することによって、町民の郷土愛を養い、町の発展と文化の持続・向上に資するものということで編さんを行うというふうに聞いておる次第でございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 ちょっと気になることが今のお話にあったんですが、平成33年までという何か終期が、今、教育長はおっしゃっていたようですが、当初の計画では平成33年、だから令和3年ですよ。令和3年というのは今年度末をもって令和3年度が終わるわけなんですけれども、それで一応完結するというような、最初の予定はそんな状況であったということ

と理解してよろしいでしょうね、恐らくね。

それは今ずれ込んでいるんじゃないかと思います。そこにはいろんな課題があろうかと思うんですが、今、町史編さんでご苦労されているその大きな課題あるいは障害というものは何なんでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 町史編さんにつきましては、やはり聞き取り調査についてなかなか計画どおり進んで、地域の歴史を掘り起こすということについて町民の皆様とうまくコンタクトを取りながら掘り起こすということが少し遅れているということが一つ大きな少し遅れている原因なのかなというふうに把握しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 これに関しては期待している人も多いし、何で今さらなんて言う人も中にはいらっしゃいますけれども、期待している人も多いので、じゃあこれから平成33年度までにできるという予定を公表しているのであれば、こうこうこういう理由で今のところできていないと。目標はこういうところに向かってやっているよというような、少なくとも町民にそういう訂正の計画を示すべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 教育長。

○教育長 当初の予定は平成33年度までということでございますが、最近の計画では令和5年度に通史編を出すということで、計画はもう既に訂正といたしますか……（「されているの」の声あり）ええ。計画の変更が既になされておりますので。

町民の方に広くお示しする機会を考えて、今後そのようにしていきたいと思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 また、懸案事項である有害鳥獣保護については、去年度、大幅な予算の計上によって努力を町当局としては示されました。そのときに担当課長は被害額ゼロにする意気込みでやると、こういうお話でありましたね。令和3年度、令和2年度から比べてどうだったですか、被害額は。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 まだ今年度の被害額については取りまとめておりませんが、昨年、結構熊とかイノシシを捕りました。特にイノシシについては大谷地区で巻き狩りをして10頭を捕ったということでかなり減ったと思いますが、大谷地区の人に聞いてみるとイノシシが減った分、ニホンジカが増えてきて、おとといあたりも10頭ぐらいニホンジカが大谷で見られたという話があります。ニホンジカの被害も畑の葉っぱとかを食うということで、これから注意していきたいと思います。

電気柵の補助、地区がやると10割補助だということでやってきました。地区の全部で電気柵をやるというのはなかなか難しいということで、電気柵をやった分と、あと「イノシシびっくり」といって音を出すものを併用してやったんですが、やはり電気柵のところには来なかったんですけども、その分「イノシシびっくり」の音のほうに来たみたいです。そうした結果、電気柵をやった分は大分守られたんですが、それ以外のところにやっぱりイノシシが行って被害もあったということで、全くゼロになったという話ではありません

でした。

今年についても、引き続きその補助事業を活用しまして、去年、電気柵をやって、あと「イノシシびっくり」という鳴り物をやったものを、来年以降も有効的に補助していただいたやつを使うのであれば、同じ区域の今まで電気柵をやったことがない箇所についても対象とするような形で、最終的にはイノシシの被害がなくなるまでこういった補助事業を続けたいと思います。

あと、ちなみに土曜日と日曜日、あと今年度、西方地区と大谷地区でまた昨年に引き続き巻き狩りをやりました。昨年については2月の雪があるときにやったんですが、今年はある程度2月は大雪でなかなかちょっと山に入れないということで1か月遅れたんですが、やはり今年大雪が降ったのは降ったんですが、地肌が解けて、ある程度山の中でイノシシとか鹿が活動できるということで、最終的には結果、捕った頭数はゼロだったんですが、実際私も巻き狩りに行って現場を歩きました。イノシシの歩いた跡、鹿の鳴き声で確かに鹿がいたという情報も、猟友会の人も鹿が確認できたんですが、なかなかその駆除までには今回は至らなかったんで、今年ある程度いろいろ分かった面があります。それを来年以降に検討課題として改善しながら、積極的な有害駆除に努めたいと考えております。

以上です。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 最後のところが、私、一番言いたかったことで、今年度1年間、本気になって予算も上げて取り組んだと。その結果をやっぱりきちっと検証した上で次年度につなげていくと。多分これは、獣と人間との闘いというのはずっと有史以来続いてきたわけなので、今後もゼロにすることはできないから、どんどんどんどん続いていくんだろうと思うんですよ。

だから、もう人間の本当に今までの経験や新しい技術や新しい道具を使ってどんどん変革して進んでいくというふうにはいかないと、あなたが望む被害ゼロにはならないと思いますので、今後とも本当に計画的というか、知識を総動員しながらしっかり頑張っていたきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

ただ、私が聞くとところによると「イノシシびっくり」はほとんど効果がなかったというようなことでございますので、やっぱりこれからは防護柵を中心に組み立てなければならぬだろうと。ただ、防護柵を中心に組み立てていくと、設置する、あるいは下刈りをする、そういった手間が非常にかかるので、この辺をどうやって工夫していくかということもぜひ検討課題に入れておいていただきたいと思いますので、よろしく願いをします。

何かコメントがあれば。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 今年いろいろ試験的にやった中での反省点、来年に向けての改善点を農業者、猟友会のほうと相談して、鳥獣害被害の軽減に努めていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 鳥獣被害の次は、食鳥処理施設の件なんですけれども、今年度ようやく委託料で1,000万円を計上して、そして食鳥加工処理工場の修繕といいますか、新しく新設するとい

いますか、どういうふうにしたらいいかというものを探って、ようやく事業化がスタートしたということで、非常にありがたいなというふうに思っております。

昨年度の議会で、ここでやっている会津地鶏が技術的にも、そして販売力的にも、そして食鳥加工においても、非常に地場産業として今後も伸びる可能性が十分にあるというお話をさせていただきました。それに耳を傾けていただいて、食鳥加工処理施設を新しく建設するという方向に向かって力強く今進もうとしていることに心から敬意を申し上げるわけですが、そのことについて今後のこれからの1,000万円の委託調査の後の展開について、今、役場として考えていることについてお知らせ願います。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 食鳥処理施設につきましては、今年度、基本方針のほうを策定しましてある程度建物の規模、敷地の面積等を決めておりました。令和4年度に場所の選定を含めて実施設計を組みまして、順調にいけば令和5年度に施設の改修を予定しております。

計画としましては、現行1万2,000羽、年に処理していますが、計画の目標数値値としましては2万5,000羽を目標として、今ではハムですとか、そういったなかなかできない製品もありますので、そういったものに取り組む、あとは金属探知機を導入することによってセブンイレブン等のコンビニで地鶏の製品を置いていただけるということで、その辺を考慮して地鶏の振興、売上げの向上に努めていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 もう一つ、町民の方に知っていただきたいという観点からご質問をさせていただきます。特定地域づくり事業協同組合というものに対して850万円の負担をすると。負担金補助だから補助なのかな。負担金なのか、補助金なのか。負担をするという、これは新規事業でございます。

大方の我々議員は分かっているんですが、大方の町民の方々は分からないというふうに思いますので、そしてまた、総務省が過疎対策事業として進める中でこういう制度、仕組み、要するに労働者の派遣法の網をくぐりながらそういった事業ができるんだよ、そしてそれに対して国も2分の1の負担をしながら進めますよというのは、非常に画期的な事業だと思います。

やっぱり地方に定住しようとするれば収入がなければならない、そして仕事がなければやっぱりなかなか定住できないというところに、仕組みとしても、そして財政的にも支援をするという、そういう制度をつくったこと自体が非常に今までにない発想の画期的なことだというふうに私は高く評価をするものですが、それをいち早く三島町としても取り入れ、いろんな事業者の協力を得ながらここまでこぎ着けたということに対して、役場の皆様方、そして商工事業者の皆様方に心から改めて敬意を表するものでありますが、多くの関係のない方々はこの事業についてなかなか分からないと思いますので、どうぞ分かりやすい言葉でできる限りPRしてみてください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 大きな枠としては、今、二瓶議員がお話ししたとおり、過疎地域で課題である人の不足、後継者不足、それを解消するために総務省のほうで、その地域にある事業者の皆さんが協同組合をつくって、そこで人を雇って、その派遣するお金を事業者も出

しながら町も出しながら国も支援しますよという制度でございまして、まず三島町が独自の部分は、今回3町村でやりたいというふうなところです。これは全国を見ても2例目みたいです。

なので、その3町村、金山は今1町村でもスタートしているんですが、3町村の商工会の皆様がまずこの事業制度を使って奥会津のこの3町村の課題である人手不足を何とかしたいという思いから協議を始めたところございまして、それに各町村ともぜひ支援したいということで、今、設立に向けていろいろ協議をさせていただいて、議会のほうにはご説明してきましたが、ご指摘のとおり町民の皆さんにはお話をしていないところです。

今の計画としては、できるだけ令和4年度の早い時期に組合を設立し、8月、夏くらいからは派遣事業をスタートさせたいという部分で進めておりまして、6名の人を雇って、地元でもあり、また、移住者の方が来て、住むのはちょっと3町村の中でどこかということになります。今21社くらいの方がちょっと参加を希望されておりますので、そういうところにその6名の方を派遣して、足りないときとか、もしかすると数年雇用になるかもしれないんですが、その方々が仕事に来たら、事業者の方は賃金で組合のほうにお支払いして、組合のほうは町と国と事業者から頂いたお金で安定的にその6名の方を雇っていくという制度でございまして、今までなかった安定的な職種が、働ける場が1つ増えたということになりますので、ぜひ機会があればこの制度を町民の皆さんにご説明したいなと思います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 ぜひ、立ち上がりを見て、うまくいきそうだなと。問題はやっぱり6人の優秀な人間をいかに確保できるかということなんだろうと思います。これは地域おこし協力隊の話もこの前しましたけれども、取り合いにならないようにぜひスムーズに立ち上げて、事業が機能するようによろしくお願ひしますし、町民へのPRも時機を見て適切なきにPRしていただけるようお願ひをいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 今度ちょっと細かい話で申し訳ありません。30ページでまちづくり基金積立金3,500万円というものがございまして。これ、先ほど私、公共施設整備基金とちょっと勘違いをしていたんですが、まちづくり基金は条例に基づく金でありまして、その中に積み立てる金額は過疎自立特別事業発行限度額以内というふうに条例で記載をされております。

この過疎自立特別事業とは、いろいろ調べたんですが、事業の計画そのものは三島町の過疎自立何とか計画というのはあるんですけども、事業のやる規模や金額というものが出ていないから、じゃあ限度額は幾らなのかというと、それがなかなか勉強しても確認できなかったんです。

それで、どういう資料の中にそれが記載されていて、限度額は今現在で幾らになっているのか、教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 まちづくり基金条例の第2条の積立ての中の「基金として積み立てる額は過疎対策事業債における過疎地域自立促進特別事業の発行限度額以内とし」という部分については、国のほうから3,500万円というふうに通知を受けている部分でございまして。（「い

や、そんなことを聞いているんじゃないのね。国からの通知を聞いているんじゃないで、条例に規定する過疎自立特別事業の発行限度額というのは、どの資料を見ればそこに限度額というものが記載、その3,500万円というのは国からの通知で、その限度額そのものの通知がありましたという話ですか。それは自分で決めるんじゃないで、国が制限を課してこの範囲内で積みなさいよということなんですか」の声あり)

○議長 総務課長。

○総務課長 国から初めから3,500万円という枠が与えられているというところがございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 相当、多分それは何か解釈がおかしいから、もう一度ちょっと研究していただいて、分かったら教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 再度調査させていただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 歳出予算の47ページ、委託料で412万2,000円、事業は多目的集会施設管理運営費というふうになっているんですけども、この多目的集会施設というのは何を指しているんでしょうか。

○議長 町民課長。

○町民課長 この多目的集会施設というのは下の福祉センターの隣にある温泉施設ひだまり、ここの施設管理を委託しているための運営費委託料です。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 なるほど。ひだまりの運営費ね。そうすると、令和3年度、昨年度の予算は275万1,000円なんですよ。かなり上がりましたけれども、それは何か積算に何かがありましたか。

○議長 町民課長。

○町民課長 こちらの委託料についてなんですけれども、委託先は桐寿苑のほうにお願いしているところでございます。今回、桐寿苑との委託の積算の査定をうちのほうでさせていただいたんですけども、桐寿苑のほうの要望等でちょっと清掃とか管理人に対する人件費を、ちょっと要望があったものですから、人件費を少し計上させていただいたという形で金額が若干上がっております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。（「若干というより100万円以上、もともと270万円が四百十何万円になったんだから100万円以上、そんなに人件費が上がった」の声あり）

○議長 町民課長。

○町民課長 まず、清掃用務員の方の人数が増えております。2名分増額させていただいているというのが一つあります。

あと、実際、桐寿苑の職員が1人で責任者として管理していたんですけども、何分1人ですと何ですか、勤務体制が桐寿苑のほうで取ることがなかなか難しいので、こちらの分を本来の場合であればもう1名分追加してほしいという話があったものですから、こちらのほうは2名分まではいかないんですけども、1.5人分という形でその分日数を多く増

やさせていただいて、このローテーションが回るような体制という形の人件費を増額させていただいております。

○議長　ほかに。二瓶辰右エ門君。

○2番　やっぱりこれも同じ委託料なんですけど、53ページのごみ収集ですが、これも900万円台から1,100万円ということで180万円ほど委託料の金額が増額になっております。これの積算はどこがどういうふうになって180万円の増になったのか。

○議長　町民課長。

○町民課長　こちらのほう、今まで運転手1名、助手1名の2名で桐の里産業のほうで行ってございました。ただ、これ、勤務体系で週休2日制という桐の里産業の職員の休みを取るといように、休みが全く取れない状態で動いていたものですから、週休2日体制を取るためには1名分、ごみ収集車のほうに職員を回して、常に週休2日体制を取るための休みを確保するためにしたものですから、職員、助手分を1名追加という形にさせていただいたという形です。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　週休2日というのは、これはもう何年も前からの常識ですよ。新しい会社であれば週休2日、要するに何だろう、労働規約か何か、条件の中にあるわけですよ。人を採用したときには条件、週休2日制、年末年始休みとかと。それは就労規則か何かの中にきちんと明記してあるはずですよ。それが守られていなかったという現実があるということですか。要するに週休2日ではなかったということですか。

だとすると、今度は桐の里産業の会社経営のほうに問題があるということになるんですけども。

○議長　町民課長。

○町民課長　私のほうはごみ収集のほうを管理しておりますので、今まで行っていた2名の方々については、特に夏場においては資源ごみ回収も土曜日に入りますから、ほぼ1日、1週間のうち月曜日から日曜日までの収集業務というのを行っていた。ただ、冠婚葬祭とか、病気等についての休暇についてはもちろん休むという形になりますので、そのときに応援体制として桐の里産業のほうには入っていただいたというところはあるんですけども、ただ、若干その委託料の経費の中においてはうちのほう、その分のごみ収集に係る経費についての人件費は委託料の中には含めていなかったものですから、今回そういったことも含め、この人件費を見直すという形で見直させていただいたということでございます。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　やはり理解できないんですけども、当初、委託するときにそういう週休2日制なんていうのは当たり前で、就労規則を見たかどうか分かりませんが、ちゃんと週休2日制になっているんでしょう、その会社というのは。

それだったら、もう最初からその分は委託料として出さなければならない経費ですよ。積算するときに。それが今になって見直したというのはどういうことなんですか。

○議長　町民課長。

○町民課長　この件につきましては、議員のお見込みのとおりでして、確かに我々のほう

でももう少し早くこういうことを検討しなくてはならなかったのかなというふうに思っておりますが、まさしく議員のおっしゃるとおりで、その辺についての計算について、していなかったということについてはおわび申し上げたいと思います。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 今の件なんですけれども、これ、以前、みしま農産のほうでやっていましたよね。みしま農産のほうで2名体制でずっとやっていたやつを、今度みしま農産が辞めて、桐の里産業のほうに移行したという経緯があって、結局ごみをやる人が2名しかいなかったというような形で、1年間ぐらいは2名でやっていたんですよ、多分。

それで、その2名体制でずっとやっている以上、休みをなかなか取れないというような話で、桐の里産業になってから助成という形、会社の中でかどうか分かりませんが、今3名体制で始まったという経緯があるんですよ。

みしま農産の頃のやつそのままずっとやっていたから、なかなか休みを取れないとか、週休2日でないとかという、いろいろな問題が出てきたのかなというふうに考えるんですよ。

ですから、給料体系にしても、やはり農産のときとは全然違うという話をその勤めている人たちから聞きますので、その頃から遡って考えないとなかなかそのごみの委託の件に関しては難しいところがあるのかなというふうに考えるわけなんですけれども、みしま農産時代のことを少し考えながら話さないと、ちょっと理解できないのかなという部分があるんですよ。

その辺のところは多分そうではないのかなと思うんですけれども、町のほうとして多分、給料体系だとか休みのあれも今の会社になってから改めたのかなというふうに考えるんですけれども、私の考えで言っているわけなんですけれども、その辺のところは多分そうではないかなと思うんですけれども、町のほうにちょっと確認したいと思いますが、その辺のところ、ちょっと説明願います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 五十嵐健二議員は議会選出の監査委員でもあるから、桐の里産業のほうの監査はされているんでしょう。（「いや、やっていない。私は……」の声あり）やっていないの。（「役場のほうだけで、会社の監査のほうは別」の声あり）いや、町の監査の日程の中に100%出資法人である桐の里産業の町の監査委員としての監査というのは入っていないんですか。（「私は入っていないですけども、もう一人の菅家さんはやっています。私は入っていません」の声あり）関係者ということで入っていないということなんですか。菅家さんは、それは町の監査委員、代表監査委員として監査しているんですか。だから、会社の会計委員というのと町が監査をする対象として監査をするというのはまた違いますからね。

○議長 それ、2人の話ですから。

質問をはっきりしてください。（「すると俺かい」の声あり）いや。（「さっきのちょっと質問した内容なんですけれども、そういう考え方で間違いないのかどうか、いわゆる農産の頃からの」の声あり）

○議長 産業建設課長。



○産業建設課長　　今ほど五十嵐議員が言われたように、みしま農産でゴミを受託していて、みしま農産がなくなったので桐の里産業で受けていました。

委託の実態としては、みしま農産のときと同じ2名体制でやっていて、なかなか週休2日が取れないということで、昨年からは3人体制で代わりばんこで休んで週休2日の体制を確保できるようにしているところです。

今ほどの監査なんですが、町の監査委員ではなくて会社の監査委員ということで菅家寿一さんが会社の監査になっていまして、役員として監査として就任されていますので、会社の監査として菅家寿一さんから会社の監査のほうは受けているような状況であります。

○議長　　ほかに。二瓶辰右エ門君。

○2番　　私の知識では、株式会社という法人は法人として外部の監査を受けるという義務は負うので、会計士、公認会計士を張りつけて監査をしてもらおうと。決算やなんかも全部見てもらおうと。それは会社内部の監査なんです。その中にたまたま代表監査委員である菅家さんも入ったということなんです。

でも、100%出資法人である第三セクターには町の監査も入らなければならないという規定になるはずなんです。それはちょっと条文、俺は分かりませんが、後で調べますけれども、50%以上出資している第三セクターについては、毎年じゃなくてもいいんですけども、監査が入らなければならないはずになっている。今までの経験で言うと、全く入っていないということですから、それはもう一度その法律を調べて、町の監査が入るべき団体であるというふうに私は思いますので、検討していただければと思います。総務課長。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　再度、法令等を調べまして検討させていただきたいと思います。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　もしそうになると、やっぱり監査を受けなければならない法人であるということになると、代表監査委員である監査人がその会社の監査役であってはならないんですよ。できなくなってしまうんですよ。そのところもよく十分注意してください。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　調査させていただきます。

○議長　　お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　　3時40分まで休憩といたします。(午後3時27分)

◇

◇

◇

○議長　　再開いたします。(午後3時40分)

一般会計予算歳出の質疑を続けます。

質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　　2つだけ。すみません。

西方・居平地内の中沢、うちのほうでは「ナカツア」と言うんですけども、流路工が県の治山事業の採択になって事業が開始されることになりました。長年の地区要望が実現したということで、本当に私としてもありがたく思っているところでございます。

この工事が始まるよという話は大体伝わっていると思うんですが、完成したときにどんな絵姿になるのかというようなものが、資料があるのであれば地区内の人たちにぜひお知らせを願いたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 令和4年度に補助治山の内示が来ると思います。そして、地区説明会なり文書で回覧するときに、今年こういう工事をやりますということでお知らせしたいと思います。

中身的には、高さ1メートル50センチ、幅2メートル程度の三面張りの水路工を計画しておりますので、その辺、今年1年間お世話になりますのでよろしくお願いします。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長 ほかに質疑ありませんか。大竹克昌君。

○8番 今の工事の話で思い出したので質問しますが、滝谷地区の防火水路の工事、今回予算200万円が上がっています。これについて、今現在、雪でその現場まで誰も行けず、どんなふうになっているか分かりませんが、令和4年度中には100万円以上を超えても必ずその修復はできるというふうに思っていてよろしいのか伺います。

○議長 総務課長。

○総務課長 100万円の事業費は通常の泥上げ分ということで取っております。今現在、現場に行けませんので、どの程度工事にかかるかということの工法もまだ確定できておりませんので、調査して補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 また数字の間違いか、俺の読み違いかと思うんですが、総務課長、85ページを見てください。これ、一般職の給料等の調べなんですけれども、その中で本年度と前年度職員数、これは一般職ですよ。一般職44と書いていますよね。

ひょっと広げて何ページだ。ごめん。ちょっと待って。級別職員数というのがありますよね。給料表は一般行政職と医療職と技能職というふうに分かれているから、何級に何人いるという表がありますよね。それと数字が突合しないよね。していないでしょう。どっちが正解なんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 職員数からすると44名が正解であると認識しております。

ですので、この級別職員については再度調査させていただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第19号、令和4年度三島町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第2、議案第20号、令和4年度三島町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第20号、令和4年度三島町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第21号、令和4年度三島町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。五十嵐健二君。

○3番 10ページの歳出のほうで企業会計、何でしたっけ、項目は、委託費かな。公営企業法適用業務で1,224万8,000円ですか、取っておりますよね。いいですよね。

それで、お伺いしたいのは、これは公営企業に移行するための費用というふうに考えてよろしいわけですか。（「介護保険」の声あり）今、介護保険。

○議長 いや、簡易水道です。

産業建設課長。

○産業建設課長 公営企業会計適用業務につきましては、令和6年からの導入を踏まえて、令和4年度と令和5年度の2か年間で債務負担行為ということで予算を計上しています。それについては、簡易水道と農集排等の2つに分けて。

今回、予算書の3ページ目が2か年間の合計金額の上限です。その内訳として単年度のものが、先ほど五十嵐議員が言われた委託料となっておりますので、この結果、債務負担行為が認められれば、繰越しとかがなくて2か年間でこの事業を進めるというような形になって、その目的としましては公営企業会計に適用する業務のほうを2か年間で施行する予算となっております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 それに移行するほうについてなんですけれども、これ、私たちも一度説明を受けたんですけれども、まだ分からないところが多くあります。それで、移行する場合には議

会のほうにもいろいろ相談とかなんか、出てくると思うんですけども、令和6年から開始されるわけですよ、実際。

そうすると、どういう形で移行していくのかというふうなその対策も令和5年頃にははっきり出てくるのかなというふうに考えるわけですけども、そのときに一応議会のほうにも報告はあるわけですね。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 いろいろ変わってくる場所があります。この前、議員向けと、あと職員の研修会をやって、私自身、全て分かっているわけではありませんが、前回の研修会ときには令和6年度から当初予算についても複式簿記で予算計上するという事は、令和6年度の当初予算については今までのこの形じゃなくて複式簿記で作った予算書で提案していく。あと、ある程度、企業会計になりますと企業のほうの自由度が増して、工事とか物品の契約議決とか、そういったものが予算で承認されれば不要となるというふうな、この前の研修会で話がありましたので、その辺については私もこれから勉強して、その都度議員の皆様方にご説明しながら、令和6年度、スムーズに移行できるような形でお互い情報共有しながら進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第21号、令和4年度三島町簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第4、議案第22号、令和4年度三島町路線バス事業特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。二瓶俊浩君。

○6番 この路線バス事業についても先ほど一般会計のほうでも質問させていただきましたが、やはりこの会計監査委員の意見書というものの1項目めに大変減ってきているということと経費が年々増加しているんだということで指摘をされております。「早急な検討を行い、新しい交通体系の構築を望みます」ということで指摘をされておるものであります。

そしてまた、このバス事業も町としても何らかの何ですか、見直しというか、していかなければならないというようなことも随分前から町としてもおっしゃっておられましたが、予算的には先ほどと同じように令和2年も令和3年も令和4年も予算の取り方としては変わっておりません。町としてはこれをどのようにしていくのか、また、指摘されていることに対してどのように協議してこられたのか、お伺ひいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 今ほど議員ご指摘のように、バス運営ということについては歳入が年々減って、一方、歳出は年々増えているというところがございます。見直しという部分では、デマンドという部分で一度見直しをさせていただきましたが、そのデマンドの体制そのものも予約をするのが面倒というような声も聞かれますし、一部では近くまで来てくれるのでよかったというようなことの声もあって、そういったものの検証をしながら、バスはなくせないというふうに基本的には考えてございますので、あとはいかに経費を節減して町民が利用しやすいようにしていくかということで、庁内で随時検討させていただきたいというふうに考えておりますが、なかなか方向性を今、見いだしていないのが現状だということでございます。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 見直しと申しますか、当然なくすというようなことではなくて見直しをしていくということで、その経費の件を含めてのものになっていくんですが、大変、今起こってきている問題でもありませんし、前々から町当局としても見直しはかけていかなければならないんだという認識はしておいたはずで。

かつ、監査委員のほうからもこのような指摘を受けているというような状態でありますので、やはり何らかの方法で見直しをかけていくということが大事であろうと思いますが、ただ、それに対して本当に集まって見直すための協議をしているのかということが原点に入ってくるんじゃないかと思うので、それをちゃんとやっているのかなということであると思うんです。

でも、令和3年、その前もずっと同じく来ているんですよ。言葉で言っているんですが、実際に取り組んでないというのが現状ではないのかというふうに思われますので、その点をしっかりと認識させていただきたいというふうに思うんですが。

○議長 総務課長。

○総務課長 改めてご指摘もいただいてございますので、課内では当然その運行のよい方法はということで話をしておりますけれども、一つその上の段階まで協議内容を上げて庁内全体で議論していきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第22号、令和4年度三島町路線バス事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第5、議案第23号、令和4年度三島町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第23号、令和4年度三島町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第6、議案第24号、令和4年度三島町介護保険特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第24号、令和4年度三島町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第7、議案第25号、令和4年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第25号、令和4年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第8、議案第26号、令和4年度三島町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第26号、令和4年度三島町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長 ここで、追加議案の提出があります。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 追加議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第27号は、令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算であります。本議会において議案第16号で提出いたしました令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算については、内容に疑義が生じたことにより、議案を撤回させていただいたところでございます。

内容を調査しましたところ、1点目に令和3年度三島町一般会計予算書に記載誤りが確認されたこと、2点目として9月及び12月の令和3年度三島町一般会計補正予算における介護保険特別会計繰出金と同月同年度の三島町介護保険特別会計補正予算における一般会計繰入金の計上額に差額が生じていたことが確認され、当該補正においてこれまでの差額を修正するため計上した数値であることが判明いたしました。

原因としましては、課内の報告、連絡、相談が徹底されなかったこと、組織のチェック体制が機能しなかったことと考えております。

議案を提出するに当たり、その内容を把握できずに混乱を招いたことを深くおわびを申し上げます。

本議案につきましては、内容を精査したところ、最終的な数値を一致させることが最善と考え、改めて議案第16号と同じ内容でご審議をお願いするものであります。

なお、再発防止のため、改善策については庁内で徹底してまいりますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

誠にすみませんでした。

◎議案第27号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第9、議案第27号、令和3年度介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 介護保険特別会計の再度の議案上程に当たって討論をさせていただきます。

私が指摘したことなので、意見を述べさせていただきます。

金額は非常に少額であるものの、今回のずさんな予算編成と指摘後の対応には驚くばかりであります。

テレビの画面で町民の皆さん、経過を見ている、なかなか分かりづらかったのではないかと思いますので、この場から簡単に解説をいたします。

一般会計と介護保険特別会計という別々の会計でお金のやり取りがございます。介護保険特別会計では、町民の皆様の介護保険料だけでは賄えないために、町の一般会計予算から応援金を支出することになっております。一般会計からの応援金の支出を繰り出す、一般会計から外に出す繰出金といいます。受入れ側である介護保険では、受け入れますから繰入金と呼ぶことになっております。通常、この繰入金と繰出金の金額は、当然これは一致するのが当たり前のことでございます。

今回、それが不一致だったということでございます。その不一致を私が指摘するまで、議会に出席している執行部の方々は誰も気づいておらず、議会が空転し、議案の取下げに至ったのであります。

執行部は、議会閉会后、調査をした結果、当初予算の計上時及び9月、12月各予算補正時にも間違いがあったことが判明したという報告がございました。これをいかに訂正するかということでございますが、議決してしまった案件を遡って訂正することはできません。

また、今回の補正予算計上の予算上の繰出金と繰入金を手続どおり一致させようとすると、以前から間違っていて計上した分が宙に浮いてしまって、最終的には決算ができなくなってしまうということになります。

したがって、3月補正予算上の今回の不突合は、今回の提出された議案も繰出金と繰入金金が一致されておられません。しかし、そこに目をつぶって違う繰出金、繰入金を計上しなければ決算が合わないという形になりますので、これは目をつぶるしか方法がないという結論に至ったわけでありまして、したがって、私としても今回のこの再提出の補正予算に対しては賛成をせざるを得ないという形でございます。

執行部はその原因を、町長の提案理由の説明にもありましたが、執行部のチェックミスだと、さらにもう一つ加えていただきました。報告・連絡ミスだというようなこともお話



がありました。

しかし、議員側でも度重なる予算計上のミスに気がつかなかったわけですから、我々に非がないとは言えないわけでございます。やはりしっかりとしたチェック機能をそれぞれが自覚を持って果たさなければならないということを改めて痛感をいたした次第であります。

しかし、それ以上にこうした事態は過去にも繰り返されております。私が議員になって経験したのは、例えば役場が支払わなければならなかった金銭が期限が来ても支払いを怠っていたこと、あるいは町の公印を無断で使用して懲戒処分の対象者が出たこと、議会の議決に反するずさんな会計処理による不適切な補助金が支払われていたこと等々、その都度、執行部は「チェック体制をしっかりと構築します」と言っておりまして。

今、ここの中の事例の一つの山菜加工場に対する補助金の不適切な事務処理については、その原因や再発防止策について執行部の対応を求める申入れを議会として行っているところでございます。早晩、その結論も出てまいりますから、しっかりと審査をし、議論を重ねたいというふうに思っております。

間違いや手違いは、これは誰にでもあることで致し方のないことであります。それを早く気づいて訂正をし、もし他者に迷惑をかけるのであれば素直に謝罪する、必要があれば公表をするということだろうと思うのであります。一連の間違いや不適切な事務処理は、単なる間違いや手違いだったのでしょうか。私としては、今回の経緯を見る限り、そして過去の例も勘案すると、何かもっと奥深いところに原因があるのではないかと考えております。

「報連相が大事だよと職員にはよく言っています」、町長が言った言葉です。職員間で、職員同士の間で、そして上司と部下との関係の中で、あるいは職員と住民との関係の中で、そして議会と執行部との関係の中で、本当に報告、連絡、相談が細やかに行われているのでしょうか。

私は議員経験はまだ2年ですが、ほとんどこうした状況に出会ったことがありません。「どうなっているの」と聞いて初めて「こういうことです。ちょっと待ってください」ということで、役場の側から積極的にこういうことだよ、こうこうこういう検討をしているよというような報告や連絡、相談というものは経験したことがございません。

何でも言える風通しのよい職場を目指します。町民の立場に立って物事を考えます。一つ一つが一つ一つを本気になって実行しようとするれば、大変難しい大きな組織変革にもつながるような改革をしなければならないと私は思うのであります。こうした取組を特別職が率先垂範して取り組む、なおかつ本気になって行財政改革に取り組まなければならない時期に来ているよというサインではないかと思うのであります。

ハインリッヒの法則というものをご存じでしょうか。別名「1対29対300の法則」とも呼びます。ご存じですか。これは1件の重大事故、これが1なんです。1対29対300というのは、その1件の重大事故が起こるその裏には29件の軽微な事故がある、その29件の軽微な事故の裏には300の小さな事件、事故があるというものです。何を言っているかという、小さなときに芽を潰さない大きな事故につながるよという警鐘であります。

これから手を打ってもまだ間に合うと思うのであります。真剣に考えることを願います

し、また、今回はそうした観点からの原因究明と再発防止対策を強く求めて、私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長　ほかに討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第27号、令和3年度介護保険特別会補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり同意されました。

◎議員提出議案第1号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長　日程第10、議員提出議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを議題といたします。

説明を求めます。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長　提案者より説明を求めます。6番、二瓶俊浩君。

○6番　6番、二瓶俊浩でございます。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について、ただいま事務局長から説明があったとおりであります。

ロシアがウクライナに侵攻したことは、現在の国際社会の秩序を乱す許すことのできな  
い無謀な行為であります。また、核使用をほのめかすなど、唯一の被爆国として断固抗議  
すべきところであります。

多くの方々が難民として隣国へ逃れ、また、多くの市民が巻き添えとなる悲劇も起きて  
おります。このようなロシアの暴挙に対して、三島町議会としても断固抗議する姿勢を示  
す必要があります。

本決議書について、議員各位のご賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議員提出議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議につい  
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。(拍手)

◎継続審査の申出について

○議長 日程第11、継続審査の申出についてを議題といたします。

説明を求めます。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。

ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和4年第1回三島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時30分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員